
第2編 まちづくりアクションプログラム (部門別計画)

実行計画のマークの見方について

戦略1

～

戦略4

= 戦略プロジェクトに位置付けられている取組を示します

C

= チルドレンファースト推進事業に位置付けられている取組を示します

方針・目標		多様化する生活実態に伴う利用者ニーズや乳幼児数の変動を把握し、待機児童対策における保育施設の整備やサービスの充実を図ります。同時に保育の実施者として保育施設の指導監査を実施し、保育の質の維持、向上を図ります。				
取組		実施主体	プログラム			
			2023	2024	2025	2026
C	保育施設の整備・推進	関係団体 町	施設の整備、維持管理			
C	戦略4 延長保育や乳児保育の充実	関係団体 町	事業の推進			

この取組は「戦略4」と「チルドレンファースト推進事業」に位置付けられています

第1章 誰もが健康で思いやりのある暮らしを育むまち（健康・福祉）

【施策体系】



松田町版 SDGs

目指すゴール	すべての町民の健康的な生活を確保し、福祉を促進するまち
--------	-----------------------------



1. 健康づくりと地域医療

実現したい まちの未来

○各年代における『自らの健康は自ら守る』という健康づくりの応援体制が整備され、町民の生き活きとした笑顔があふれています。

基本目標

- 健康増進計画・食育推進計画等に基づき、町民がお互いに、健康な生活を意識し自主的に健康維持・増進を図り、未病改善にもつながるよう人づくり、まちづくり、環境づくりに取り組みます。
- 関係医療機関との連携により、町民誰もがいつでも適正な医療を受けられる地域医療体制を構築するとともに、救急医療体制の充実を図ります。

現状と課題

○…現状 ▶…課題

- 母子保健では健康教育や各種健診、相談援助を通じて、町で対応できること、県など広域で対応していることの情報提供など、妊娠期から出産、育児までを一貫してサポートする体制づくりを進めています。
 - ▶▶各種事業などは健康カレンダー・広報等で周知していますが、時代に合った情報提供や周知ができていないことが課題です。
- 成人保健では、がん検診などの健康診査や生活習慣病予防のための健康教育を実施しているほか、健康福祉センター内に「未病センターまつだ」を開設し、看護師や管理栄養士による健康相談を実施しています。
 - ▶▶未病センターまつだの利用者が開設時より減少していることが課題です。
- 感染症対策では、新型コロナウイルス感染症の発生に伴い予防接種の種類が増加しており、2019年度から2021年度までの限定で実施していた風しん追加的対策は、対象者の抗体獲得率が上がらないため、2024年度まで延長されました。
 - ▶▶新たな感染症の感染拡大を防ぐためにも、感染症に対する情報収集及び住民への正しい知識の普及啓発を進めることが必要です。
- 健康づくりでは、2014年度に10年間の健康増進計画・食育推進計画を策定し推進しています。また、食生活改善推進員や健康づくり普及員の育成・支援に取り組んでいます。
 - ▶▶計画の見直しに当たっては意識調査を実施し、町民の生活実態に沿った計画や事業展開を進めていくことが必要です。また、健康づくり普及員については自治会推薦に頼らず協力者を公募するなど、地域の担い手不足を解消する新たな組織づくりが求められています。
- 医療体制については、町内の医療機関をはじめ、足柄上医師会管轄の1市5町で連携し、休日急患診療所等の運営などを行っています。
 - ▶▶今後も救急医療体制や災害時医療など周辺市町との連携を強化していくことが必要です。また、国民健康保険診療所が開設されて34年経過し、医療機器の計画的な更新が求められています。

目標指標

項目	2022年	2026年
がん検診の受診者数の向上	3,263人	3,350人
健康づくり関連事業への参加者数	1,244人	3,100人
未病センターまつだの利用者数	464人	1,000人

協働の取組

町民等の役割	<ul style="list-style-type: none"> ・自らの健康は自らが守る ・健康の理解と各種事業への参加、協力 ・説明会への参加、協力
行政の役割	<ul style="list-style-type: none"> ・安全で計画的な事業推進と情報発信 ・健康づくりに関する各種団体等の育成、支援

【実行計画】

施策① 母子保健対策

方針・目標	<p>今後も安心して育児ができ、子どもが健やかに成長していけるよう、妊娠期から乳幼児期まで一貫した保健サービスを提供します。</p> <p>産後ケア事業を実施し育児不安を持つ保護者が安定した育児が行えるよう支援していきます。</p> <p>情報提供のデジタル化にも取り組んでいきます。</p>				
取組	実施主体	プログラム			
		2023	2024	2025	2026
C	育児相談・健康教育の充実【拡充】	町	相談・教室の実施・推進		
	健康診査の実施	町	健診の実施・推進		
C	未熟児・乳幼児家庭全戸訪問等の訪問指導事業の強化【拡充】	町	訪問事業の推進		
C	情報提供のデジタル化【新規】	町	実施・推進		

施策② 成人保健対策

方針・目標	<p>自らの健康は自らが守る意識の中で、健康診査・がん検診等の受診率を上げ、疾病予防対策の推進を図ります。</p> <p>自分自身にあった健康づくりを進めるため、未病センターの機器を活用した健康教育事業や健康相談事業等を推進します。</p> <p>近隣市町と連携し、未病センターの周知・啓発活動を行います。</p>				
取組	実施主体	プログラム			
		2023	2024	2025	2026
	特定健康診査・高齢者健康診査・保健指導の実施	町	健診の実施・推進		
	がん検診の実施	町	がん検診の実施		
	未病センターを活用した各種健康教育・健康相談の実施【拡充】	町	施設検診未実施のがん検診の検討		
		町	未病センターの周知・活用、健康教育の実施		

施策③ 感染症対策事業

方針・目標	感染症による流行を抑制するための予防接種事業を推進するため、感染症の実態把握、正しい知識の普及啓発に取り組むとともに、安定的な接種機会を確保し、町民の健康を保持します。				
取組	実施主体	プログラム			
		2023	2024	2025	2026
各種予防接種事業【拡充】	町	各種個別予防接種の実施			
		風しん抗体検査の実施			
新型インフルエンザ等対策の啓発推進	町	啓発・推進			

施策④ 健康づくり組織の育成・支援

方針・目標	健康づくり普及員や食生活改善推進員の活動の魅力や重要性を周知することにより、健康づくり普及員においては自治会に頼らない新たな人材発掘を行います。また、食生活改善推進員については、町独自の活動を行いやすいよう、組織づくりを進めます。				
取組	実施主体	プログラム			
		2023	2024	2025	2026
食生活改善推進団体への支援	社協 町	事業の推進、活動の支援			
健康づくり普及員の育成	社協 町	〔推薦方法について検討〕 普及員募集・育成・支援			

施策⑤ 健康増進計画等と健康づくりプログラムの整備

方針・目標	健康意識に関するアンケート調査から、各ライフステージ別の健康課題を明らかにし、健康増進計画・食育推進計画を策定します。各ライフステージ別の実行事業については、関連する所管課とも連携を図りながら実施します。				
	実施主体	プログラム			
取組		2023	2024	2025	2026
健康増進計画等に基づく健康づくり事業の展開	町	第2期計画策定	事業の実施、計画の推進		

戦略4

施策⑥ 医療体制の充実と連携

方針・目標	誰もが必要な時に適切な医療情報が得られ、適正な医療が受けられるよう、地域内の医師会等と連携し、地域医療体制の充実に取り組みます。 また、医師会の協力のもと、病院群輪番制病院による第二次救急医療体制を継続し、救急の診療体制の充実に取り組みます。				
	実施主体	プログラム			
取組		2023	2024	2025	2026
休日急患診療所等の救急医療体制の充実	医療機関 町 消防等		医療機関との連携・支援		
災害時を含めた医療機関との連携強化【拡充】	医療機関 町		連携強化・推進		

施策⑦ 医療体制の整備

方針・目標	現在、問題なく使用できている医療機器の中に、耐用年数が過ぎているものがあり、優先順位をつけながら医療機器を適宜更新していきます。また、診療所のPRを行い、収入増加を図る等、診療所の健全な財政運営を行います。				
	実施主体	プログラム			
取組		2023	2024	2025	2026
国民健康保険診療所の医療機器の計画的な更新	町	機器の維持・管理		機器の更新	



2. 地域福祉

実現したい まちの未来

○誰もが住み慣れた地域で自分らしく暮らせるような地域づくりを目指し、協働・連携協力が進められています。

基本目標

- 地域で日常的に交流できる居場所づくりを進め、町民同士のささえあい活動を支援します。
- 子どもから高齢者まで、誰もが安心して住み続けられる地域づくりを推進します。
- 協働により地域福祉を支える人たちとのネットワークづくりを推進し、地域住民の主体的な活動を支える公的支援を行います。

現状と課題

○…現状 ▶…課題

- 民生委員児童委員は、自治会と連携を図り候補者の選任を勧めています、担い手不足により2つの自治会で欠員状態が続いている状況です。
- ▶▶地域の身近な相談相手が不在の地区では、困った事があってもすぐに相談できる体制がないため問題の深刻化や地区での孤立化が懸念されることから、民生委員児童委員の確保が必要です。
- ふれあい相談員は、行政と地域とのつなぎ役の役割を担っており、現在4名が地域で活躍しています。
- ▶▶コロナ禍で地域の茶の間活動が実施できなかったため、地域住民の居場所づくりや孤立化防止に向けて、地域のささえあい活動を強化していくことが求められています。

目標指標

項目	2022年	2026年
民生委員児童委員の全自治会への配置	24自治会	26自治会
ふれあい相談員の配置	4人	6人
地域の茶の間の開催数	119回	240回

協働の取組

町民等の役割	<ul style="list-style-type: none"> ・民生委員児童委員の役割の理解と支援 ・地域の茶の間などへの参加、運営を通じて、顔の見える関係の構築 ・ふれあい相談員の役割の理解と支援
行政の役割	<ul style="list-style-type: none"> ・民生委員児童委員の活動への支援、協力 ・ふれあい相談員の活動への支援、協力 ・活動の内容やメニューの相談対応

【実行計画】

施策① 町民主体の地域づくり

方針・目標		誰もが安心して暮らせる地域共生社会を目指し、全ての自治会に民生委員児童委員が配置されるよう、引き続き自治会と連携を図ります。 また、地域の茶の間活動を活性化するため、ふれあい相談員を4名から6名に増やし、町民自らが協力し支え合う地域づくりを社会福祉協議会、民生委員、自治会と共に進めます。				
		実施主体	プログラム			
取組			2023	2024	2025	2026
ふれあい相談員の育成・支援		社会福祉協議会・町		育成・配置		
戦略4	戦略1	地域の茶の間活動の推進		活動推進		
戦略3	戦略1	地域福祉計画の策定・推進【拡充】	第4次計画策定	計画の推進・進行管理		
社会福祉協議会との協働		社会福祉協議会・町・町民		連携強化・推進		
民生委員児童委員、ふれあい相談員及び自治会長との連携強化		社会福祉協議会・町・町民		連携強化・推進		



3. 社会保障

実現したい まちの未来

- 「誰もが健康で思いやりのある暮らしを育むまち」を目指し、地域医療や社会保障が充実し、住み慣れた地域で生涯を通じて健康で安心した生活を送ることができる、長寿を喜び合えるまちとなっています。

基本目標

- 町民が安心して必要な医療や介護を受けることができるよう国民健康保険や介護保険制度の適正な運用を進めます。また、データヘルス計画に基づき、PDCA サイクルによる保健事業を実施し、町民のヘルスリテラシーを醸成するとともに、健康的なまちづくりを実現し、地域包括ケアの観点から後期高齢者医療制度も含めた医療費の適正化に取り組みます。
- 高齢者福祉計画・介護保険事業計画等に基づき、介護予防を推進し、健康寿命を延伸します。

現状と課題

○…現状 ▶…課題

- 介護保険事業については、3年ごとに介護保険事業計画を改定しながら、介護が必要になっても安心して暮らし続けられるまちづくりに向けて、健全で安定した事業運営を行っています。
 - ▶▶健康寿命の延伸に向け、国民健康保険、後期高齢者医療制度と一体的に介護予防・重症化防止を推進する必要があります。
- 介護サービスについては、町内でも必要なときに利用できるサービス提供体制の整備が進んでいます。
 - ▶▶今後も安心して必要な時に必要な介護サービスが利用できるよう、サービス提供の適正化や必要な質・量を確保していくことが必要です。
- 地域包括支援センターでは、介護予防事業や総合相談、権利擁護などを行っていますが、高齢者数の増加に伴い相談や支援件数が増加しています。
 - ▶▶相談内容の複雑化や多問題を抱えているケースに対応した相談支援体制を強化する必要があります。
- 国民健康保険については、新型コロナウイルス感染症の流行による医療費の増加や被保険者の減少がみられます。
 - ▶▶保険税の賦課及び徴収、医療費等の支出の適正化や町民の健康づくり事業推進などにより、安定した事業運営を行うことが必要です。

目標指標

項目	2022年	2026年
介護を必要としない高齢者の割合	83.9%	85.0%
介護保険事業所数（法人・団体）	7	8

協働の取組

町民等の役割	<ul style="list-style-type: none"> ・自らの健康は自らがつくる ・生活習慣病や要支援・要介護状態の重症化予防に努める ・健康寿命の延伸 ・保険税（料）の適時納入 ・地域包括ケアシステムの理解と自助・互助の推進
行政の役割	<ul style="list-style-type: none"> ・地域包括ケアシステムの推進 ・医療費、介護給付費の適正化

【実行計画】

施策① 介護保険サービスの充実

方針・目標	介護が必要なときに希望するサービスの提供と、保険料の増加抑制を踏まえ、サービス量を適切に見込む介護保険事業計画を3年ごとに改定し、介護保険事業を推進するとともに、介護保険事業特別会計の健全な運用を図ります。 高齢者福祉計画・介護保険事業計画を策定し、介護予防の推進に重点を置いた介護保険事業を運営することにより、町民の健康寿命の延伸を図ります。					
	取組	実施主体	プログラム			
			2023	2024	2025	2026
介護保険事業計画の策定・推進	町		策定		推進	策定
介護保険料の収納率の向上	町		収納対策の推進			
介護保険・高齢者福祉サービスの充実	町		事業の推進			

施策② 介護保険サービスの適正な提供と利用体制づくり

方針・目標	介護保険利用者のニーズに応じたサービスの量と質の確保のため、定期的に事業者指導を行います。また、サービスの適正な利用を促す個別通知等の適正化事業を継続して実施します。 介護保険サービス利用者が安心してサービスを利用できるよう、利用者の立場にたった相談事業を推進します。 福祉用具・住宅改修支援事業を実施し、介護保険利用者のニーズに応じたサービス提供を実施していきます。					
	取組	実施主体	プログラム			
			2023	2024	2025	2026
事業者指導	町 関係機関			実地指導の実施		
介護給付適正化事業	町		適性化の実施・推進			
介護相談員事業	町		訪問相談の実施			
福祉用具・住宅改修支援事業【新規】	町		事業の実施			

施策③ 地域包括支援センター機能の強化

<p>方針・目標</p>	<p>きめ細かな相談対応を行っていきます。また、重層的支援体制整備事業として、他部署との連携を図り、相談支援体制の強化・整備を行うことにより、誰もが健康で安心して暮らせる環境を作ります。</p> <p>他部署・介護保険事業所・障がい関係事業所等と連携し、地域ケア会議等で課題を検討していきます。</p> <p>介護予防事業において多くの高齢者が参加できる事業を進めていきます。</p>				
<p>取組</p>	<p>実施主体</p>	<p>プログラム</p>			
		<p>2023</p>	<p>2024</p>	<p>2025</p>	<p>2026</p>
<p>地域包括支援センターの機能強化と高齢者向け相談の充実【拡充】</p>	<p>町</p>	<p>実施・推進</p>			
<p>地域包括支援センター業務の現状分析と関係機関との連携調整</p>	<p>町</p>	<p>点検・評価・改善</p>			
<p>高齢者の実態に基づく地域支援事業への展開</p>	<p>町</p>	<p>実態把握、事業推進</p>			
<p>介護予防事業の推進【新規】</p>	<p>町</p>	<p>事業の推進</p>			

施策④ 国民健康保険の維持と充実

<p>方針・目標</p>	<p>安定した国民健康保険事業運営のために、保険税の適切な賦課及び徴収、給付点検による医療費等支出の抑制に取り組みます。</p> <p>また、2024年度から始まる第3期データヘルス計画について、第2期計画の評価と見直しを行い、より町民の実情に即した計画の改訂と効果的な保健事業を実施し、町民の健康づくりに寄与するよう取り組みます。</p>				
<p>取組</p>	<p>実施主体</p>	<p>プログラム</p>			
		<p>2023</p>	<p>2024</p>	<p>2025</p>	<p>2026</p>
<p>賦課方式・保険税の見直し</p>	<p>町</p>	<p>調整・検討</p>			
<p>医療費支出の適正化</p>	<p>町</p>	<p>実施・推進</p>			
<p>保健事業・健康づくり活動の推進</p>	<p>町</p>	<p>第3期計画の改訂</p>	<p>実施・推進</p>		

4. 児童福祉



実現したい まちの未来

- すべての子どもたちが笑顔で成長できるように必要とされている子育て支援施策の充実を、地域、行政、専門機関等、あらゆる主体が連携して支えています。その結果、松田町で成長した子どもたちが、将来、この町で子育てをしたいと思えるようなまちづくりが実現されています。

基本目標

- 松田町子ども子育て支援事業計画に基づき、「母と子の命と健康を守る」「子どもの豊かな個性と生きる力を育む」「多様な子育て支援サービスを展開する」「子どもの権利と安全を守る」に取り組みます。

現状と課題

○…現状 ▶…課題

- 地域での子育て支援の拠点となる子育て支援センターは2022年度から町内1か所となりました。学童保育については松田小学校と寄小学校の計2か所があり、利用児童数は横ばいながら長期休暇時は利用児童数が一時的に増加しています。
- ファミリー・サポート・センター事業についても利用は伸びており、一定数の支援会員が登録され運用されています。
 - ▶▶支援の依頼に対して実際に手助けできる支援会員が一部に限られることが課題です。
- 保育サービスへのニーズは高まる傾向にあり、2019年10月より松田町小規模保育所を開所し、延長保育や乳児保育などにも対応しています。
 - ▶▶今後も利用者のニーズに応じた保育の体制強化を進めていく必要があります。
- 子育て世帯の経済的負担を軽減するため、児童の医療費助成を高校卒業まで拡大し、ひとり親家庭への医療保険自己負担分の助成も行っています。また、継続して児童手当の支給を行っているほか、第2子の保育料を無償化しています。
 - ▶▶松田町で安心して子育てができるように、困窮する世帯に必要な支援を届け、経済的負担を解消していくことが必要です。
- 育児放棄などを含む児童虐待については、関係機関との協議会の開催や育児相談の実施を行っています。
 - ▶▶今後も早期発見・早期対応に向けて、業務を適切に行うための人材を確保し、児童家庭相談の体制を強化することが必要です。

目標指標

項目	2022年	2026年
学童保育箇所数	2箇所 (5クラス)	2箇所 (5クラス)
子育て支援センター利用者数	5,889人	9,400人
ファミリー・サポート・センター利用件数	1,023件	1,700件
合計特殊出生率	1.15	1.32

協働の取組

町民等の役割	・地域の児童への見守り支援
行政の役割	・対象児童の把握及び関係機関への情報提供

【実行計画】

施策① 地域における子育ての支援

方針・目標		支援会員が依頼を受けることができない要因等を把握し、依頼に対する支援の充実を図るとともに、次代を担う子どもたちが、地域の中で、健やかに生まれ育つことができるよう、総合的な子育て支援サービスの充実を図ります。また、働きながら地域で安心して子育てができる環境の充実を図るとともに、他市町村からの転入者等に対して子育て施設や制度等の案内を町公式サイト等でわかり易く情報提供します。				
取組		実施主体	プログラム			
			2023	2024	2025	2026
C 戦略4 子育て支援センターやファミリー・サポートセンター事業の充実【拡充】	町関係団体		事業の充実			
			→			
C 学童保育運営事業	国・県町		利用推進			
			→			

施策② 保育サービスの充実

方針・目標		多様化する生活実態に伴う利用者ニーズや乳幼児数の変動を把握し、待機児童対策における保育施設の整備やサービスの充実を図ります。同時に保育の実施者として保育施設の指導監査を実施し、保育の質の維持、向上を図ります。				
取組		実施主体	プログラム			
			2023	2024	2025	2026
C 保育施設の整備・推進	町関係団体		施設の整備、維持管理			
			→			
C 戦略4 延長保育や乳児保育の充実	町関係団体		事業の推進			
			→			

施策③ 経済的な支援の充実

方針・目標		子育て世帯に対して、小児医療費の無償化や乳幼児の育児用品購入費補助などを行い、経済的な負担を軽減するためのサービスを充実します。			
取組	実施主体	プログラム			
		2023	2024	2025	2026
③ 児童手当の支給	国・県町	事業の推進			
③ 小児医療費の無償化・支援対象拡大の検討	県町	事業の推進			
③ ひとり親家庭等の医療費助成	県町	事業の推進			
③ 戦略4 子育て世帯支援事業【拡充】	関係団体町	事業の推進			

施策④ 児童虐待防止対策の推進

方針・目標		育児不安の解消や児童虐待の未然防止・早期発見に向けて、訪問による援助・育児指導を実施し、適切な対応ができるよう関係機関と連携して相談・支援体制の充実を図ります。また、児童福祉と母子保健の一体的な提供ができる組織体制を構築していきます。			
取組	実施主体	プログラム			
		2023	2024	2025	2026
要保護児童対策地域協議会の開催	関係団体町	事業の推進			
③ 児童家庭相談援助活動の推進	町	事業の推進			
養育支援家庭訪問事業の推進	町	事業の推進			
③ 児童福祉と母子保健の一体的な提供体制推進【新規】	町	検討・体制構築・推進			

5. 高齢者福祉



実現したい まちの未来

- 「元気あふれ心かよう 長寿を喜ぶまち」を目指し、地域住民と行政との協働・連携・共生による福祉社会の実現に向けた取組を積極的に推進し、生涯にわたる健康づくりを推進して、要介護状態にならないように介護予防施策の充実、高齢者の尊厳を保持し、元気に生きがいをもって生活できる地域を実現しています。

基本目標

- 超高齢社会を迎え、介護が必要とする人だけでなく、高齢者一人ひとりのニーズに対応した支援を進めます。
- 身体機能や心の健康を維持するための施策の実施や、ともに生き、ともに支えあう地域づくりに取り組みます。

現状と課題

○…現状 ▶…課題

- 高齢化率は上昇傾向にあり、計画期間中も高齢者人数が年々増加する見込みです。町では高齢期を元気に安心して過ごせるよう、3年ごとに高齢者福祉計画を策定し取組を推進しています。
 - ▶▶高齢者が今後も健康で住み慣れた地域で自立して生活していくために、健康づくりや介護予防、幅広い社会参加と地域との交流などの機会を増やすことが必要です。
- 本町の要介護認定申請の第1位原因疾患は認知症です。全国的にも今後、更に認知症の高齢者が増加することが予測されています。
 - ▶▶認知症高齢者支援のさらなる充実を図る必要があります。
- 2027年度に後期高齢者人数がピークに達する見込みです。介護保険の要介護認定率は全国平均より低い率ですが、近年では要介護認定率の上昇も見られます。
 - ▶▶要介護認定率上昇を抑制するための対策を講ずることが必要です。
- 新型コロナウイルス感染症への恐れから、外出や社会活動への参加を控えることが多くなっています。
 - ▶▶心身共にフレイルな状態になってきていることが懸念されています。
- 住み慣れた自宅で最期まで暮らしたいという人は多く、介護保険や医療サービスを利用しながら在宅で過ごす人が増える傾向にあります。
 - ▶▶介護や医療が必要になっても自宅で安心して暮らすことができるよう在宅生活と医療・介護の更なる連携が必要です。

目標指標

項目	2022年	2026年
介護予防サポーター数	82人	95人
認知症予防サポーター数	1,886人	2,000人

協働の取組

町民等の役割	<ul style="list-style-type: none"> ・認知症の啓発 ・地域における介護予防の推進 ・シニアクラブ松田の運営・管理 ・地域における高齢者福祉の増進 ・医療・介護の相談、普及啓発のための講演会、研修会の企画、運営
行政の役割	<ul style="list-style-type: none"> ・介護予防を含めた健康づくりの推進 ・地域における認知症の啓発と認知症に対する相談支援の充実 ・介護予防サポーターの育成と協働による介護予防の推進 ・自主的参加の促進、シニアクラブ松田の会員増加への支援 ・在宅医療・介護連携のための普及啓発及び体制整備の推進

【実行計画】

施策① 高齢者福祉の充実

方針・目標	高齢期を元気に安心して過ごせるよう、健康づくりや社会参加、地域の交流など高齢者福祉を充実します。国民健康保険、後期高齢者医療制度と一体的に介護予防に取り組み、要介護認定率の上昇抑制を目指します。				
取組	実施主体	プログラム			
		2023	2024	2025	2026
高齢者福祉計画の策定・推進	町	策定		推進	策定

施策② 認知症高齢者支援対策

方針・目標	認知症の人ができる限り住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができるように、認知症の正しい知識と理解を深め、相談体制の充実や地域住民の見守り活動の支援を行っていきます。 住民組織と共に、認知症事業（認知症カフェ・認知症家族の集い等）を協働で展開し、住民目線で認知症高齢者支援を行います。				
取組	実施主体	プログラム			
		2023	2024	2025	2026
認知症初期集中支援の体制整備と推進	町		実施・推進		
認知症サポーター養成講座	町 自治会 介護サポーター等		実施・推進		
高齢者虐待防止普及啓発事業	町		実施・推進		
成年後見制度利用支援事業	町		実施・推進		
成年後見センター事業	足柄上地区 1市5町		事業実施		
総合相談・支援 【拡充】	町		普及啓発強化		
介護家族支援	町		実施・推進		

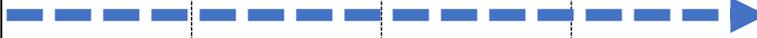
施策③ 介護予防・福祉サービスの充実

方針・目標	介護予防の「自助・共助」の普及啓発を行い、介護予防サポーターの養成や住民主体の通いの場の充実等を図ります。また、生活支援サポーターによる地域でのサポート体制を構築します。				
取組	実施主体	プログラム			
		2023	2024	2025	2026
高齢者生活支援等サービスの充実及び地域でサポートを構築するための仕組づくり	町 関係機関 生活支援 サポーター		委託・連携		
地域を単位とする自主的介護予防活動への支援と介護予防サポーターの養成【拡充】	町 関係機関 生活支援 サポーター		養成・推進		

施策④ 生きがい対策事業

方針・目標	身近な場所で生きがいとなる活動が増えるよう、介護予防事業や地域の茶の間活動、シニアクラブ活動等を支援します。				
取組	実施主体	プログラム			
		2023	2024	2025	2026
社会福祉協議会との協働（再掲）	社会福祉 協議会 町		連携強化・推進		
戦略4 シニアクラブ松田の活動等自主活動への支援	関係機関 社会福祉 協議会 町		活動支援・推進		
戦略4 シルバー人材センターへの支援	シルバー 人材セン ター 町		活動支援・推進		

施策⑤ 在宅医療、介護との連携の推進

<p>方針・目標</p>	<p>介護サービスのさらなるニーズの増加・多様化に対応した介護サービスの充実を図るため、1市5町で在宅医療介護連携支援センターと連携し、在宅医療・介護の連携推進を図ります。</p> <p>医療機関や介護保険事業所等と連携し、在宅での医療や介護の課題を話し合い解決する地域ケア会議等を実施し、在宅で安心して介護や医療を受けることができる体制を整えます。</p>				
<p>取組</p>	<p>実施主体</p>	<p>プログラム</p>			
		<p>2023</p>	<p>2024</p>	<p>2025</p>	<p>2026</p>
<p>在宅医療ネットワーク 推進事業</p>	<p>医療機関 足柄上地区 1市5町</p>	<p>事業推進</p> 			
<p>地域ケア会議等の推進 【新規】</p>	<p>医療機関 介護保険事 業者 町</p>	<p>事業推進</p> 			



6. 障害者福祉

実現したい まちの未来

○障がいのある子ども・人が社会の一員として、自分らしく自立した生活を送ることができる地域社会が形成されています。

基本目標

○障がいのある人ない人に関わらず、誰もが社会の一員として地域のなかで、普通に生活できる社会、障がいのある子ども・障がいのある人・地域・町がともにつくる、共生・協働する社会の実現を目指します。

現状と課題

○…現状 ▶…課題

○精神疾患を持つ方の増加や障がいの重度化、家族が要介護状態や障がいを抱える等、生活問題が複合化・深刻化するようになり、障害福祉担当以外での庁内連携や関係機関との対応が必要なケースが増えてきています。

▶▶問題に対して十分な相談支援ができるよう、専門性と知識、調整力を備えた相談支援従事者のレベルアップや関係機関との連携強化が必要です。

○足柄上地区1市5町協働で自立支援協議会を設置し地域の課題共有とネットワークの形成による地域づくりを進めており、2022年7月には「あしがら後見センター」を共同設置しました。

▶▶県西地区においては後見人候補者が不足しており、相談支援の充実を図るとともに市民後見人や法人後見人の育成が求められています。

○障がい児・障がい者が、個人としての尊厳にふさわしい日常生活や社会生活を営むことができるよう、個々の状況に合わせ必要となる福祉サービスを提供するとともに、医療や補装具の費用についても支援を行いました。

▶▶多様化する利用者の個々のニーズに応じた良質なサービスを提供する観点から、事業者が提供する障害福祉サービス等の質の確保・向上を図っていくことが課題です。

○「障害者差別解消法」が2016年4月に施行されました。自立支援協議会において障がい児者の権利擁護の取組を地域で進めています。

▶▶障がい児・障がい者の理解が進んでおらず、障がいがあるなしにもかかわらず地域で取り組める事柄が少ないことが課題です。

○障がい者の職業的自立の促進のため、地域移行支援の活用や障がい者雇用に向けた関係機関等との連携を促進しています。

▶▶一般就労に繋がるまで時間をかけ丁寧に関わっていくことが必要です。

○町が提供する障害福祉サービスの適切な運用を行うため、障がい者のニーズにあった計画を策定、推進しています。

▶▶障がい者が増加傾向にあり、多様化するニーズに合わせたサービス提供や開発、相談支援をさらに充実していくことが必要です。

目標指標

項目	2022年	2026年
就労移行支援事業利用者	5人	6人
一般就労移行者数（年間）	1人	8人
成年後見制度利用者数（障がい者・高齢者）	28人	35人
指定計画相談支援件数（年間）	112件	216件

協働の取組

町民等の役割	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者差別解消法の理解 ・ 障がいのある人の社会参加への理解と支援
行政の役割	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者差別解消法の普及啓発 ・ 障がいのある人への社会参加の支援 ・ 広域による障がいのある人への相談支援等体制の整備、維持

【実行計画】

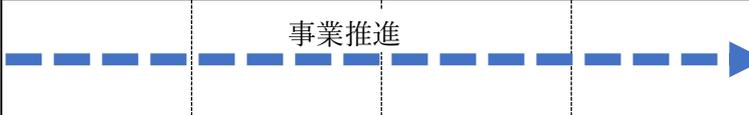
施策① 相談・支援事業の充実

方針・目標	精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム構築に向け、足柄上地区1市5町での協議を進め、相談支援の人材育成と対応体制の整備、地域づくりを進めます。 「あしがら成年後見センター」設置後、成年後見制度に関する普及啓発や相談支援等の充実を図るとともに、後見人育成を計画的に進めます。				
取組	実施主体	プログラム			
		2023	2024	2025	2026
乳幼児期の障がいの早期発見・早期療育の充実	町	事業推進			
地域包括ケアシステム構築【拡充】	足柄上地区1市5町	設置に向けた協議			設置・事業推進
成年後見センター事業・中核機関の推進	足柄上地区1市5町	事業推進			

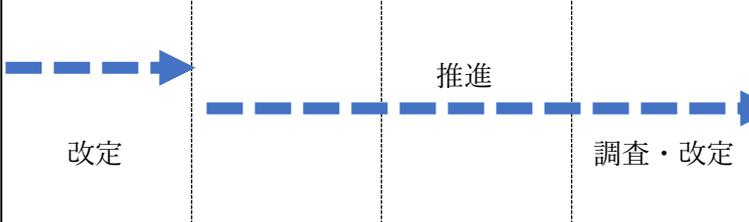
施策② 福祉サービスの充実

方針・目標	障がい児・障がい者へのサービスの提供に際し、適切なモニタリングやサービス提供がなされているか事業所の把握に取り組むとともに、基幹相談支援センターの役割として相談支援事業所の質の確保のための研修を行います。				
取組	実施主体	プログラム			
		2023	2024	2025	2026
重度障がい者の医療費助成	国町	事業推進			
障害者総合支援法によるサービスの推進	国・県町	事業推進			
相談支援体制の強化【新規】	町	指導・育成、連携強化			

施策③ 自立への社会環境づくり

<p>方針・目標</p>	<p>障がいの有無や程度にかかわらず、誰もが安心して自分らしく暮らすことができるよう、医療、障がい福祉・介護、住まい、社会参加（就労など）、地域の助け合い、普及啓発（教育など）が包括的に確保されたシステムの構築に努めるとともに、障がい者のニーズや能力に合わせた雇用や就労に繋がるよう、就労継続支援から就労移行支援への取り組みを障がい福祉サービス事業所と進めます。</p>				
<p>取組</p>	<p>実施主体</p>	<p>プログラム</p>			
		<p>2023</p>	<p>2024</p>	<p>2025</p>	<p>2026</p>
<p>障がい者の社会参加への支援と啓発</p>	<p>関係機関 町</p>	<p>事業推進</p> 			

施策④ 障害者計画・障害福祉計画の改定・推進

<p>方針・目標</p>	<p>各計画の推進を図り、障害福祉サービスの適切な提供と相談支援の充実を町、他市町、関係機関と進めます。</p>				
<p>取組</p>	<p>実施主体</p>	<p>プログラム</p>			
		<p>2023</p>	<p>2024</p>	<p>2025</p>	<p>2026</p>
<p>障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画の改定・推進</p>	<p>町</p>	<p>改定</p> <p>推進</p> <p>調査・改定</p> 			

第2章 質の高い学びで次代の担い手と文化を育むまち（教育・文化）

【施策体系】



松田町版 SDGs

目指すゴール	すべての町民に質の高い学びや体験の機会を確保し、生涯学習を促進するまち
--------	-------------------------------------

1. 幼児教育と学校教育



実現したい まちの未来

- 一人ひとりが自らの可能性を最大限に発揮して、よりよい社会と豊かな人生を切り拓いていく力<自立・創造・共生>をもった人材の育成がなされます。

基本目標

- 「自立」変化に対応して、たくましく生き抜く力、「創造」ねばり強く取り組み、新たな価値を生み出す力、「共生」社会の一員として心豊かに共に生きる力、これらの3つの力を育みます。

現状と課題

○…現状 ▶…課題

- 幼稚園や保育園と小学校・中学校との連携教育については、月1回の校長園長会議で情報や課題を共有しながら園・学校間のつながりを密にして取り組んでいます。幼児・児童・生徒間の交流及び教員相互間の交流は、特に寄地区で、小規模校の特性を生かし活発に行われています。

▶▶現在、校長園長会議で情報共有をしていますが、教員間でも情報共有を図るため時間や機会を捻出することが必要です。

- 2022年度に寄地区のより良い幼稚園、学校教育について考えるための検討委員会を設置し、寄地区の幼稚園・学校教育の進め方（幼稚園、小学校のあり方も含める）の調査・検討をしています。

▶▶2022年度中に出される提言を踏まえ、寄地区の将来の方向性に向けた取組を進めていくことが必要です。

- コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の導入は「地域とともにある学校」であるため、地域住民等の参画と学校運営に対する理解が必要となります。現在、2025年度導入に向けて、学校運営協議会設置の準備を進めています。

▶▶地域の連携を円滑にするため、2024年度中にスクールコーディネーターの人材を確保することが必要です。

- 学校施設整備事業については、施設や設備の計画的な環境整備を行っています。

▶▶施設が老朽化しており、補修等のための予算の確保が必要です。

▶▶整備にあたっては、環境に配慮した（脱炭素化、再生可能エネルギー等）設備の整備も求められています。

- 寄地区の生徒の松田中学校への通学手段として、スクールバスの運行、タクシーの借上げを行い、安全・安心して通学ができるよう対応しています。

- 情報教育の充実を進めるため、ソフト面では、ICT活用促進事業を委託し、教職員の指導力向上研修や、各学校へのICT支援員配置など、ICT機器を有効に活用できるような環境を整備しています。また、幼稚園教育については、教諭用のパソコンを増設したことにより、園務改善に繋がっています。

▶▶ ICT機器を使用する機会が増えることから、ICTを使いこなせる教職員の指導力向上が必要です。

○学校の安全・安心を維持するため、継続して各学校幼稚園に学校警備員を配置しています。

▶▶警備員にふさわしい人材の確保が必要です。

○登下校の安全対策として学校関係者、道路管理者、保護者、警察関係者とともに通学路点検を行い、必要に応じて対策を講じています。

▶▶町管理以外の道路改修等には、粘り強く要望していくことが必要です。

○小学校には、月3回程度、心の相談員（心理相談業務に従事する心理職専門家）を派遣しています。中学校は、月4回程度、県からスクールカウンセラーが派遣されており、児童・生徒、保護者、及び教員からの悩みや相談に対応しています。

▶▶一人でも多くの悩みや相談に向き合い、児童生徒一人ひとりにきめ細かに対応することが必要です。

○支援を必要とする児童・生徒に対して、幼稚園では支援教諭、小・中学校では学習の遅れ等を支援する学習支援員、特別支援学級には介助員を配置して対応しています。

▶▶近年、多様なニーズの子どもが増えており、対応できる人員の確保が求められています。

○食育については、食育・学校給食研究会を開催し、各校・園の給食栄養士や担当者が情報交換を行い、各校・園での食育の推進に繋がっています。

▶▶「地産地消」の推進に向けて地元で採れた食材を学校給食に取り入れています。地場産物の確保が必要です。

○幼稚園、小・中学校の保護者負担軽減のため、給食費助成を実施しています。

▶▶予算確保の継続が必要です。

○外国語指導助手（ALT）による英語授業補助や英語検定の実施によって、英語教育の充実を図っています。また、英語検定料の補助やALTの2名体制を確保して、英語教育の推進に取り組んでいます。

▶▶新教育指導要領に基づき、小学校では英語教育が必修となっており、教師の確保と指導力の向上が必要です。

○松田地区では、地域に残る伝統芸能、特に町の無形文化財である大名行列の民俗芸能について学び、次代を担う子どもたちとの交流や郷土文化への理解と伝承を進めています。寄地区では、やどりき水源林に触れる環境学習や虫沢古道での地域の歴史学習などを通して、地域の自然や歴史についての理解を深めています。

▶▶地域に残る伝統芸能や町の豊かな自然環境を次代に継承していくために人材の確保が必要です。

○2018年に幼稚園教育要領が改定され、幼児期に育みたい資質、能力を育成

第2章 質の高い学びで次代の担い手と文化を育むまち（教育・文化）

するために、園内研究に取り組んでいます。

○幼稚園の預かり保育については、幼児教育無償化により、就労などの理由での利用が増えています。

▶▶預かり保育をさらに充実するため、従事する職員の確保が必要です。

目標指標

項目	2022年	2026年
ICT機器を活用した学校交流事業(年間)	1回	5回
中学校3年生の英語検定3級合格者率	9%	30%
外国語指導助手(ALT)数	2人	3人

協働の取組

町民等の役割	・委員会への参加、積極的な活用
行政の役割	・普及と周知、情報発信の強化

【実行計画】

施策① 時代に対応した教育の推進

方針・目標	教育効果を高めるために、めざす教育目標や子ども像を共有し、「学び」や「育ち」をつなぐ保育園、幼稚園、小・中学校の一貫性を踏まえた系統的な教育課程を編成し、毎年度見直をします。保、幼、小・中学校の教員間でも ICT を活用し、継続して情報共有を徹底していきます。				
取組	実施主体	プログラム			
		2023	2024	2025	2026
保育園、幼稚園、小・中学校の一貫教育の推進	町	一貫教育の運用と見直し			
ICT を活用した保、幼、小・中学校の連携教育の推進【新規】	町	オンライン研究授業の検討	オンライン研究授業の実施		

C 戦略4

施策② 町立幼稚園、小学校の適正規模、配置のあり方

方針・目標	町立中学校の統合から3年が経過するため、寄地区の幼稚園、学校教育についての検討委員会を設置し、寄地区の幼稚園、小学校のあり方等を地域とともに検討します。検討委員会において2022年度末までにまとめられた提言書を元に、町は2023年度中に配置のあり方を決定し運用していきます。				
取組	実施主体	プログラム			
		2023	2024	2025	2026
町立幼稚園、小学校の適正規模、配置のあり方	町	配置のあり方の検討・決定	配置のあり方の運用		
検討委員会による協議	町	※2022年度の検討委員会の提言を受けて今後の方向性を決定			

施策③ 地域と学校の連携・教育の推進

方針・目標	地域と学校連携・協力を推進していくために、学校、保護者、地域の方々とは知恵を出し合い学校運営に反映させるコミュニティ・スクール（学校運営協議会）を2025年度に導入します。また、学校運営協議会と保護者・地域住民等との連携をスムーズにするため、地域の人々との広いネットワークをもつ、核となるコーディネーターの人材を2024年度中に確保します。				
	実施主体	プログラム			
取組		2023	2024	2025	2026
C コミュニティスクールの導入【拡充】	町	導入推進委員会		学校運営協議会	
		設置	協議	設置	協議

施策④ 教育環境の整備

方針・目標	老朽化が進む他の学校施設についても、計画的に安全安心して学ぶことができる環境の整備を進めます。 学習指導要領の実施に向けて必要な教材や備品を整備します。				
	実施主体	プログラム			
取組		2023	2024	2025	2026
教育施設修繕事業	町	各施設の修繕			
教科用指導書・教材・備品購入事業	町	教材の充実 (小学校教科用図書含む) (小学校教科用図書含む)			
C 戦略4 松田中学校改修事業【新規】	町	松田中学校改修工事			
C 戦略4 寄小学校改修事業【新規】	町	設計		寄小学校改修工事	
C 戦略4 松田幼稚園改修事業【新規】	町	設計	松田幼稚園改修工事		
C 戦略4 教育施設環境配慮事業【新規】	町	各教育施設の改修事業と併せて実施			

施策⑤ 情報教育の充実

方針・目標	<p>ICT機器の活用にあたっては指導者（教員）の育成を進めるとともに、ICT機器を積極的に活用できる学習活動や情報モラルが身につく教育に取り組みます。</p> <p>ICT機器を利用し、松田地区と寄地区の交流をはじめ、町外や国外などとの交流を円滑に行えるよう、教育環境を整備していきます。</p>				
取組	実施主体	プログラム			
		2023	2024	2025	2026
C	ICT教育の推進	町	指導者の育成、学習内容の充実		
	情報モラルの教育・指導【新規】	町	情報モラルの教育・指導		
C	ICT機器を活用した学校交流事業【拡充】	町	町内・町外・国外など多様な交流の推進		

施策⑥ 安全・安心な学校づくり

方針・目標	<p>学校の安全・安心を維持するため各学校幼稚園に配置している学校警備員については、時間や実施方法の見直しを行い、適正な配置を進めます。</p> <p>登下校の安全対策として学校関係者、道路管理者、保護者、警察関係者による通学路点検を行い、必要に応じて対策を講じます。</p> <p>子どもたちが安全・安心して過ごせるように、悩みや不安を受け止め相談できる体制を強化・充実します。</p>				
取組	実施主体	プログラム			
		2023	2024	2025	2026
	学校警備員配置事業	町	学校警備員の配置の検討	配置の見直し	見直し後の運用
	通学路の安全対策	町	通学路の点検及び対策		
	心の相談員の配置	町	小学校へ心の相談員の配置		
	いじめ防止対策	町	小中での生活アンケートの実施		

施策⑦ 特別支援教育の充実

方針・目標	障がいのある児童生徒の介助や、通常学級でも学習支援を要する児童生徒、日本語が話せない外国につながる子など、すべての子どもたちに学習機会が均等に与えられるよう学習支援員等を配置します。			
	実施主体	プログラム		
取組		2023	2024	2025
	 学習支援・介助員配置事業【拡充】	町	支援員、介助員の配置	

施策⑧ 食育の推進と給食費保護者負担軽減

方針・目標	食育の推進や「地産地消」を意識した学校給食を進めるために、学校給食研究会を開催し、学校栄養士間で情報共有を行います。農政担当からの地元農家の紹介、地場産物を積極的に使った給食の提供、生活科の授業で子どもたちが直接地場産物に触れる取組等を実施し、学校・幼稚園間で情報交換します。 幼稚園、小・中学校への給食費の助成を行うことにより、保護者の負担軽減に取り組みます。			
	実施主体	プログラム		
取組		2023	2024	2025
	地産地消を通じた食育の推進	町	学校給食研究会での情報交換	
給食費保護者負担軽減措置補助金	町	給食費補助の継続		

施策⑨ 英語教育の充実

方針・目標	国際社会の一員として、世界の人々と心を開いて交流できる人間を育てるため、幼稚園、小・中学校及びへ ALT 等を配置し、英語指導の強化とネイティブな英語への慣れ親しみによる苦手意識の解消を図ります。 小中学生を対象に、英語検定料を補助し、受検機会の増加を目指します。中学卒業時、英語検定 3 級合格者数が 3 割以上となるよう推進します。受験者、合格者が増加することにより、英語学習意欲の向上へ繋がります。					
	取組	実施主体	プログラム			
			2023	2024	2025	2026
英語能力の向上	町		受験者数・合格者数の増加			
ALT の配置による英語教育の充実【拡充】	町		ALT 等による英語授業補助			

戦略 4

施策⑩ 地域の特色を生かした教育の推進

方針・目標	小・中学校における総合的な学習の時間を活用し、大名行列等の民俗芸能や歴史、やどりき水源林や虫沢古道の自然等についての理解を深め、次代に継承していくための人材を育てます。 町の豊かな自然環境を次代に継承していくため、学校教育において、持続可能な社会づくりに貢献する人材を育成するため、SDGs の取組を学び、環境教育の推進を図ります。					
	取組	実施主体	プログラム			
			2023	2024	2025	2026
民俗芸能伝承教室の開催	町		民俗芸能伝承教室の実施			
環境教育の推進	町		環境教育の推進			

施策⑪ 給食施設の整備

方針・目標	給食調理場については、計画的な改修内容や集約化の方法を検討し、改修を実施していきます。				
取組	実施主体	プログラム			
		2023	2024	2025	2026
給食施設の集約化等の検討	町	調査・検討	調査・検討の結果に基づき実施		

施策⑫ 幼児教育の推進

方針・目標	幼稚園教育要領に示された資質・能力を育むために、より充実した教育ができるよう環境整備を進めます。 預かり保育については、幼児教育無償化により年々利用者数が増えていることから、保護者が安心して預けることができよう設備の整備や従事者の確保を進めます。				
取組	実施主体	プログラム			
		2023	2024	2025	2026
幼保一体保育の推進	町		幼保一体保育の推進		
預かり保育の実施	町		周知・実施・改善		



2. 青少年健全育成

実現したい まちの未来

- 青少年を取り巻く環境が著しく変化するなか、青少年が豊かな人間性を育み、社会で生きる力と創造力を身につけながら健やかに成長し、地域と共生しながら自立できる環境づくりが進んでいます。

基本目標

- 家庭や地域の重要性を認識し、学校・家庭・地域・町が一体となって青少年の健全な育成に取り組むことで、青少年が心身ともに健全に育つ社会環境づくりを進めます。

現状と課題

○…現状 ▶…課題

- 青少年育成の一翼を担う青少年指導員の育成・活動については、他市町の活動なども参考に、自ら何ができ、また何をさせたいのかを考えたうえで各種取組を行っています。

▶▶指導員は自治会からの推薦により委嘱していますが、現在は定数 20 名に満たない状況となっており、人材の確保が求められています。

▶▶「子ども会」が無くなったなかでスポーツ団体や地域との連携を強化し、次の担い手をつくる仕組みづくりが必要です。

- ジュニアキャンプ教室では、学校とは違う環境で集団生活を行い、子どもたちの自立心と仲間との協調性を養います。各自が役割を持って行動し、協働する楽しさを経験する事ができる取組を進めています。

▶▶コロナ禍において各種の行動が制限されるなかで取組の工夫が必要です。

- ジュニアリーダーズスクールでは、子どもたちが体験活動をする中で、様々な仲間とふれあいながら、共同活動を通して集団生活での役割や協調性などを学ぶよい機会となっています。

▶▶内容については、今後も改善を加えながら取り組んでいく必要があります。

- 小学生がキャンプでの集団生活を通じて交流と連携を深める広域交流キャンプも開催しています。

▶▶子どもたちにとって魅力のある事業の推進が必要です。

- 青少年の犯罪を予防し、心身ともに健全に育つ社会環境づくりを進めています。

▶▶町・教育委員会・学校・地域・警察が連携を密にし、情報共有を図りながら青少年の健全育成やいじめ防止の対策に取り組むことが必要です。

目標指標

項目	2022年	2026年
青少年育成活動の参加率	20%	50%
青少年指導員数	11人	20人

協働の取組

町民等の役割	<ul style="list-style-type: none"> ・青少年健全育成事業に対する理解と協力 ・青少年指導員や子ども会の役割に対する理解と協力
行政の役割	<ul style="list-style-type: none"> ・青少年を取り巻く状況を的確に把握し積極的に情報を発信 ・青少年の健全育成に係る有効な施策を遂行

【実行計画】

施策① 青少年団体の育成

方針・目標	青少年の健全育成を促すため、青少年指導員数の確保や少年少女スポーツ団体活動の支援を進めます。 青少年が自ら社会の一員として学校内外を通じたボランティア活動などに取り組めるよう、社会奉仕体験活動、自然体験活動、その他の体験活動の充実を図ります。					
	取組	実施主体	プログラム			
			2023	2024	2025	2026
青少年団体活動の支援	関係機関 町		事業の実施・活動支援			
青少年指導者講習会の開催	関係機関 町		事業の実施・活動支援			

施策② 青少年育成活動の場の充実

方針・目標	青少年を対象とした事業への積極的な参加を促していくとともに、事業の総合的な充実を図ります。 地域の人材を活用した学びや体験・交流などの場を創出していくため、地域学校協働活動（放課後子ども教室、寺子屋まつだ）を実施し、子どもたちの安全な活動拠点・居場所を設置します。					
	取組	実施主体	プログラム			
			2023	2024	2025	2026
ジュニアキャンプ教室の開催	関係機関 町		事業検討・実施			
ジュニアリーダースクールの開催	関係機関 町		事業検討・実施			
地域学校協働活動事業 【新規】	関係機関 町		事業実施			

戦略1

施策③ 家庭・学校・地域の連携の推進

方針・目標	学校・家庭・地域が一体となり、連携を図りながら青少年の健全な育成及び情報共有に取り組めます。					
	取組	実施主体	プログラム			
			2023	2024	2025	2026
連携の仕組みづくり	町民 関係機関 町		青少年問題協議会の開催			



3. 生涯学習

実現したい まちの未来

- 町民一人ひとりの生きがいや心の豊かさを目指し、いつでも・どこでも・だれもが生涯にわたって学ぶことができるよう学習機会の充実、学習の場の整備が進んでいます。

基本目標

- 生涯学習センターや地域集会施設等を活用した特色のある事業を推進するとともに、町民の学習ニーズに沿った情報提供の充実や、社会の要請にこたえた社会教育事業の展開を図り、町民への生涯学習の普及や啓発を推進します。

現状と課題

○…現状 ▶…課題

- 生涯学習事業として町民大学（自然環境・歴史・スポーツなどをテーマにした講演会）を年5回開催しています。身近な地域資源を活かした事業を展開し、多様な学ぶ機会を提供しており、幅広い年代層の参加が見込める内容を検討し実施しています。
- 町民の学習ニーズに対応するため、2014年度より生涯学習サポートセンター「はじめの一步」を開設し、ボランティアなどの指導者の発掘、自主的な学習への育成支援を進めています。
 - ▶▶活動団体の固定化、高齢化が進んでいることに加え、新規団体が設立されないことが課題となっています。
- 町内外で開催される生涯学習事業の情報の収集、及び提供をしています。生涯学習行政の推進拠点としての機能が果たせるよう運営しています。
 - ▶▶アナログ的情報発信の機会が減少しており、周知方法の拡大が必要です。
- 町民一人ひとりがあらゆる場所で自由に学習の機会が得られるよう、地域集会施設等を有効に活用した出前講座やサークル団体活動などを行っています。
 - ▶▶今後も積極的な利用を呼びかけ、生涯学習の環境整備とともに、自治会や団体としての独自活動の活発化を図る必要があります。

目標指標

項目	2022年	2026年
生涯学習事業についての満足度	60%	80%
生涯学習事業への参加	30%	70%

協働の取組

町民等の役割	<ul style="list-style-type: none"> ・ 様々な生涯学習の機会に積極的に参加 ・ 地域コミュニティの活性化やまちづくり、社会づくりなど積極的に参加
行政の役割	<ul style="list-style-type: none"> ・ 町民の学習ニーズに沿った情報提供 ・ 生涯学習センター等を活用した事業を推進 ・ 学習機会の充実・学習の場の整備を推進

【実行計画】

施策① 生涯学習環境の整備

方針・目標	身近な自然環境や歴史・文化などの地域資源を活かした事業の展開、生涯学習活動の拠点となる施設や設備の充実を図ります。				
取組	実施主体	プログラム			
		2023	2024	2025	2026
戦略3 松田の自然・歴史や文化を活かした事業の推進	町	事業の推進 			

施策② 社会教育活動を通じた生涯学習の推進

方針・目標	町民の学習ニーズに対応するため、多様な分野での指導者となる人材の発掘を進めます。 自主的な活動団体の育成を進め、町民の生涯学習に対する意識向上につながる取組を行います。				
取組	実施主体	プログラム			
		2023	2024	2025	2026
戦略4 戦略1 ボランティア等指導者の発掘、サークル団体等育成・支援	関係団体 町	既存団体の更新 新規団体の発掘・育成 			
戦略1 社会教育団体の育成支援	関係団体 町	既存団体の更新 新規団体の発掘・育成 			

施策③ 生涯学習情報の提供

方針・目標	生涯学習サポートセンター「はじめの一步」の活用やSNS等を活用し、新しく何かを始めたい人、また転入されてきた人にも活動をより知っていただくために、幅広い生涯学習情報の提供を進めます。				
取組	実施主体	プログラム			
		2023	2024	2025	2026
生涯学習情報の提供の充実	町	情報の提供・推進 			

施策④ 生涯学習センター、地域集会施設を活用した事業の展開

方針・目標		地域集会施設等を有効に活用するため、出前講座やサークル団体へ積極的な利用の呼びかけを行っていきます。 生涯学習センターの積極的な活用、自主事業の取組を推進します。 人財バンク制度の創設、運用を進めます。				
		取組		プログラム		
		実施主体	2023	2024	2025	2026
戦略4	生涯学習講座・教室等の充実	町	各種講座の実施			
	出前講座・サークル活動の推進	町	制度周知及び施設利用の推進			
戦略4	人財バンク制度の推進 【新規】	町	運用・推進			



4. 地域文化の創造

実現したい まちの未来

- 文化活動の拠点である生涯学習センターは、利用者の安全性、利便性を考慮し、計画的に施設の維持と運営を行っています。
- 歴史・文化・風土に誇りと愛着を持ち、次代に継承されるふるさとづくりが実施されています。

基本目標

- 生涯学習センター登録団体等の自主的な文化活動の活性化を進めるため、指導者や活動団体の育成・支援を進めていくほか、町民の芸術・文化活動の振興に向けた活動発表をする場を拡充していきます。
- 生涯学習センターは、教育・文化・スポーツ・未病改善・国際交流の複合拠点施設としての機能を発揮するため、民間活力を導入し、地域経済の活性化と賑わいを創出していきます。

現状と課題

○…現状 ▶…課題

- 文化芸術活動を推進するため、生涯学習センター活動登録団体等による活動の発表の場として、文化祭を開催していますが、近年は参加者・来場者の高齢化とコロナ禍による活動機会の減少により、事業の開催が危ぶまれています。
 - ▶▶関係者の高齢化も相まって、コロナ禍により低下した参加者の気運を高める必要があります。
- 生涯学習センター活動登録団体等の活動機会の減少が懸念されています。
 - ▶▶団体などの自主的な文化活動の活性化を進めるため、団体の発足、育成・支援が必要です。
- 現在、町として18件の無形、有形の文化財指定がされています。
 - ▶▶未指定のものも含め、これまで知られていない足柄地域における町の文化や歴史的な価値を考え、整備を進めていく必要があります。
- 地域に残る伝統芸能、特に町の無形文化財である大名行列や寄祭囃子などの民俗芸能を小学生・中学生等に伝承し、地域住民と次代を担う子どもたちとの交流や郷土愛を育み、また郷土文化の理解と伝承を進めています。
 - ▶▶伝統芸能の保存・伝承の重要性を周知し、次代へ伝承していく後継者を育てることが必要となっています。
- 生涯学習センターはホール施設と公民館施設を兼ねそなえた総合文化施設であり、図書館での学習や様々な団体・サークルの活動・発表の場のほか、ボルダリングウォールやトレーニングルームでのスポーツや健康維持・増進として利用されています。
 - ▶▶教育・文化・スポーツのみならず、未病改善・国際交流の複合拠点施設としての機能を発揮するため、民間活力を導入し、拠点施設としての機能強化を進めていく必要があります。

目標指標

項目	2022年	2026年
生涯学習センターの満足度	60%	80%
生涯学習センターの活用度	60%	80%

協働の取組

町民等の役割	<ul style="list-style-type: none"> ・自然・歴史・伝統・文化に対する関心や理解 ・自らが文化芸術の担い手であることを認識 ・普及啓発活動や保存伝承のために積極的に参加
行政の役割	<ul style="list-style-type: none"> ・町民の芸術・文化活動の活発化を図り、豊かな地域文化づくりを進める ・町指定の貴重な歴史的遺産の保存・伝承活動の充実

【実行計画】

施策① 文化芸術活動の支援

方針・目標	町民の文化芸術活動の振興を図るため、活動や発表する場や機会の拡充を図り、文化芸術活動を支援します。				
取組	実施主体	プログラム			
		2023	2024	2025	2026
戦略1 文化芸術活動の支援	町	活動や発表の場・機会の拡充			

施策② 活動団体の育成と支援

方針・目標	生涯学習センター活動登録団体などの自主的な文化活動の活性化を進めるため、団体の育成・支援を行い、施設の効率的な利用を進めます。				
取組	実施主体	プログラム			
		2023	2024	2025	2026
活動団体の育成・支援	町	育成・支援			

施策③ 文化財の保存・活用

方針・目標	歴史的価値の高い文化財等について、町民の理解を深め、保存、活用を進めるとともに、地域文化の伝承と併せて担い手の育成を進めます。				
取組	実施主体	プログラム			
		2023	2024	2025	2026
戦略1 文化財維持管理の補助、啓発	町	文化財の継承、維持の補助、啓発			
戦略4 講座等による地域の文化・歴史学習等の実施	町	講座等の実施			

施策④ 伝統芸能等の保存・伝承の支援

方針・目標	地域に残る伝統芸能、特に町の無形文化財である大名行列や寄祭囃子などの民俗芸能を次代へ伝承していく後継者を育てます。 小学生・中学生等に伝承し、地域住民と次代を担う子どもたちとの交流や郷土文化の理解と伝承を進めます。				
	実施主体	プログラム			
取組		2023	2024	2025	2026
地域に伝わる無形の伝統芸能の保存・伝承の支援	町	伝統芸能の保存・伝承の支援			

戦略3

施策⑤ ⑤生涯学習センターの施設・環境整備

方針・目標	町の賑わいを創出する教育・文化・スポーツ・未病改善・国際交流の場として活用するため、民間活力の導入により、人がつながり、多様な文化を織りなす拠点施設として充実します。				
	実施主体	プログラム			
取組		2023	2024	2025	2026
施設整備事業	町	運営手法の検討・決定	運営・業務管理		



5. スポーツ・レクリエーション

実現したい まちの未来

- いつでも・どこでも・だれでもが気軽に楽しみながら、世代を越えた町民同士が交流できるスポーツ・レクリエーション活動の場の普及と環境整備が進められています。

基本目標

- 町民一人ひとりが体力・年齢に応じた適切なスポーツ・レクリエーション活動が可能となるよう、多くのきっかけづくりを行い、継続して活動できる拠点整備や推進体制の強化を進めます。

現状と課題

○…現状 ▶…課題

- スポーツ・レクリエーション活動の普及に向けて、スポーツ協会やスポーツ推進委員等と町が連携し、各種スポーツ大会やスポーツ教室の開催、各スポーツ登録団体による活動の支援、町民親睦スポーツ大会の開催を行っています。
 - ▶▶参加者の減少と固定化が課題となっています。
- 各種スポーツに応じた指導者の養成と資質向上のため、リーダー養成講習会等の開催を推進しています。
 - ▶▶活動団体の会員数減少が課題です。
- スポーツ・レクリエーション施設については、登録団体数と施設利用のバランスが取れています。
 - ▶▶老朽化した施設は計画的な改修工事が必要です。

目標指標

項目	2022年	2026年
生涯スポーツについての満足度	60%	80%
生涯スポーツ施設の活用度	60%	80%

協働の取組

町民等の役割	<ul style="list-style-type: none"> ・個に応じたスポーツ・レクリエーション活動に参加 ・スポーツ・レクリエーションによる地域コミュニティの活性化
行政の役割	<ul style="list-style-type: none"> ・気軽にスポーツを楽しむ場の普及 ・各種スポーツ大会の充実 ・スポーツを通じた地域コミュニティの形成、継続的な健康・体力づくりの推進による町民の健康意識の改革

【実行計画】

施策① スポーツ・レクリエーション活動の普及

方針・目標	スポーツ教室や講習会等を町やスポーツ協会、スポーツ推進委員、スポーツ団体が連携して開催し、誰でも気軽に活動することができる環境づくりを進めます。				
取組	実施主体	プログラム			
		2023	2024	2025	2026
各種スポーツ大会・教室の開催	関係団体 町	大会や教室の開催			
		スポーツ登録団体への支援			

施策② 指導者、諸団体の育成

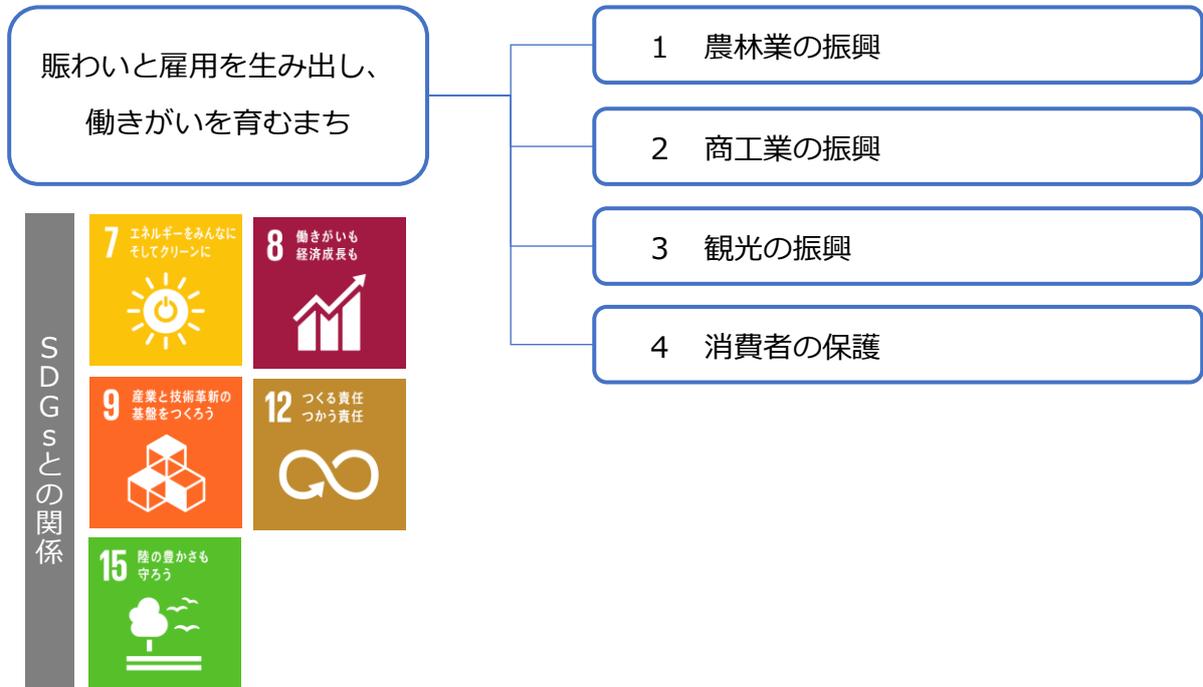
方針・目標	各種スポーツに応じた指導者の養成と資質向上のため、リーダー養成講習会や応急手当講習、様々なトレーニング方法を指導する講習などを開催するとともに、各種団体の活動情報の収集や提供を進めます。				
取組	実施主体	プログラム			
		2023	2024	2025	2026
指導者・リーダー養成研修の開催	関係団体 町	大会や教室の開催、指導者育成			
		活動の推進・育成			

施策③ スポーツ・レクリエーション施設の整備

<p>方針・目標</p>	<p>学校体育施設の開放により、各種活動の場の充実を図ります。 町民の多様化する活動、ニーズに対応するため、施設の整備、検討を進めます。</p>				
<p>取組</p>	<p>実施主体</p>	<p>プログラム</p>			
		<p>2023</p>	<p>2024</p>	<p>2025</p>	<p>2026</p>
<p>学校体育施設の開放</p>	<p>関係団体 町</p>	<p>体育施設の開放、活動支援</p> 			
<p>施設整備事業</p>	<p>町</p>	<p>個別施設計画に基づく長寿命化及び適正管理</p> 			

第3章 賑わいと雇用を生み出し、働きがいを育むまち（経済・産業）

【施策体系】



松田町版 SDGs

目指すゴール	持続可能な経済成長と生産的で生きがいのある雇用を促進するまち
--------	--------------------------------



1. 農林業の振興

実現したい まちの未来

- 豊かな地域資源を活用した農業、歴史、自然体験が実施され、地域の農業振興及び地域経済が活性化されています。
- 林業では、森林整備のための管理道が計画的に整備され、林地の適切な管理が進み、森林育成と緑地保全・水資源の安定的確保が図られており、土砂流出・崩壊防止といった森林の持つ多面的機能が維持されています。

基本目標

- 農産物を6次産業化することにより松田ブランドとしての付加価値を付けた商品の販売実現を展開し、地産地消や観光農業、体験型農業を推進することにより活力ある農業振興を図ります。また、併せて荒廃農地対策として有害鳥獣駆除事業等を実施し、農地の維持保全を図ります。
- 林業では、森林育成と緑地保全、水資源の安定的確保に向けた事業を推進し、体験学習や森林資源の活用を図りながら維持、整備を計画的に進めます。また、森林の間伐材を利用した木質バイオマス資源を持続的に利用することにより、森林の積極的な手入れによる森の再生や、新たな地域経済の創出を図ります。

現状と課題

○…現状 ▶…課題

- みかんオーナー制度により都市住民を呼び込むことで、農業の収益性を高めています。
- ▶▶農業従事者の高齢化や担い手不足が課題です。
- 農泊事業の準備を進め、体験農園の基盤整備を実施しています。
- ▶▶農業と観光の連携強化と、都市住民を呼び込むための基盤整備を拡充することが必要です。
- 特産品開発事業補助金により、地元農産物の加工事業に対する支援を行っています。
- ▶▶事業効果や事後調査に対し、ブランド事業との整合性や差別化を図ることが必要です。
- 有害鳥獣対策の捕獲者確保については、ハンター塾の成果もあり、実績をあげています。
- ジビエ肉活用に向けた処理加工施設の整備を実施しました。
- ヤマビルの生息域が拡大しており、林業や農業の従事者だけでなく登山やハイキングに訪れる観光客にも被害が及んでいます。
- ▶▶現状のヤマビル対策は、パッチワーク的な対処療法しかできておらず、劇的に改善できる解決策が確立できていないことが課題です。
- 農地中間管理事業などを活用し、貸付意向の農地所有者と、借受希望の新規就農者や規模拡大農家を繋げ、荒廃農地化の抑制を図っています。
- ▶▶農家の高齢化・後継者不在が深刻化しており、荒廃農地化の急増を防ぐ方策が必要です。

- ▶▶ 新たな荒廃農地の発生を抑制することが必要です。
- 水源環境保全税を活用した水源林保全事業を実施しています。
- 森林環境譲与税を活用し、町産木材活用の一環として、町立小学校の学習机購入を実施しています。
- 2027年度以降の水源環境保全税の見通しが決まらない中、森林保全の根幹となる整備（施業）事業の見直しが必要となる可能性があります。
- ▶▶ これまでの森林整備事業は、水源環境保全税を活用した間伐に終始しており、森林保全という観点からは、植林・造林事業なども併せて推進していく必要があります。
- 町健康福祉センターに木質バイオマスボイラーが導入されるとともに、町内でNPO法人による薪燃料の製造が開始され、町内の資源の活用が促進されています。
- ▶▶ 事業の持続性を高めるために、燃料用材及び担い手の安定確保、薪の需要拡大を進めていくことが必要です。
- 農地の調査や農地所有者の将来的な意向確認などを進めています。
- ▶▶ 農地以外の保全のあり方や、水源環境保全税を財源とした森林保全事業の将来見通しを示し、取り組んでいく必要があります。

目標指標

項目	2022年	2026年
1戸当たり耕地面積	0.27ha	0.28ha
荒廃地面積	53ha	53ha
施業森林面積	16ha	16ha

協働の取組

町民等の役割	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業者による農産物の6次産業化 ・ 猟友会・農家による有害獣対策及び農地保全 ・ 人・農地プランにおける経営体（個人・法人・集落営農）の農地の利活用 ・ 森林所有者・松田町森林組合による施業
行政の役割	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特産品開発事業補助 ・ 普及啓発活動 ・ 有害鳥獣被害防止対策 ・ 人・農地プランの推進 ・ 森林の除伐・間伐や造林の支援、啓発活動

【実行計画】

施策① 都市住民との交流による農業の推進

方針・目標	兼業農家が農業を持続できる収益性の高い事業形態を提案、普及させることで、農地の保全と活用を図ります。				
取組	実施主体	プログラム			
		2023	2024	2025	2026
体験農園の推進	町	事業推進			▶
国・県等の支援を得た農道の整備	国・県 町	計画検討		▶	計画策定
みかんオーナー組合との連携・支援	関係団体 町	連携支援			▶

施策② 付加価値農業の推進

方針・目標	加工所等の基盤を整備し、6次化を推進することで、農業の所得向上を図ります。 学校と連携し、食育の推進や地元の知識を深める観点から、地元農産物の学校給食への活用を進めます。				
取組	実施主体	プログラム			
		2023	2024	2025	2026
農産物加工品（特産品）の開発、販売促進	関係団体 町	特産品の開発、販売			▶
		学校給食への活用			▶

戦略3

施策③ 有害鳥獣被害対策の推進

方針・目標	有害鳥獣による被害を防止するため、ハンター育成や駆除活動の実施、防護柵の整備等を行うとともに、ジビエ肉の有効利用を図ります。ヤマビル被害の根本的な解決を図るため、県や近隣市町と連携し、調査・研究を進めます。					
	取組	実施主体	プログラム			
			2023	2024	2025	2026
有害鳥獣駆除活動の実施、支援	町民 関係団体 町		ハンター育成、駆除活動推進			
有害獣被害防護柵の維持・管理・整備	町民 関係団体 町		維持管理			
有害獣防止柵設置材料費補助制度の活用促進	町民 関係団体 町		活用促進			
ヤマビル対策の推進 【拡充】	町民 関係団体 町		調査・研究・事業実施			
ジビエ処理加工施設の管理・運営【新規】	関係機関 町		施設管理・活用推進			

戦略3

施策④ 荒廃農地対策の推進

方針・目標	農業の新たな担い手を確保するため、条件の良い農地の斡旋や参入支援策の拡充を図ります。					
	取組	実施主体	プログラム			
			2023	2024	2025	2026
新規就農者、高齢就農者等への就農支援	関係団体 町		事業推進			
農地中間管理機構を活用した農地の利用集積の推進【拡充】	関係団体 町		事業推進			
荒廃農地への景観植物・広葉樹植栽の推進	町民 関係団体 町		事業推進			
農業委員会との連携による、農地パトロールの実施と荒廃農地対策【拡充】	町民 関係団体 町		事業推進			

農地・林地等の情報等 データ整備事業	町民 町	情報更新	-----	情報活用	----->
-----------------------	---------	------	-------	------	--------

施策⑤ 森林の保全・育成

方針・目標	森林機能を保全するため、森林の除伐・間伐や造林の支援、啓発活動を進めます。 町立小学校の木質化を契機として、学校と連携し、50年・100年後を見据えた学校林の新たな植栽事業など、普及啓発活動を進めます。 木質バイオマス事業の安定化を図ることにより森林の保全を図るため、広報紙等による事業のPRを推進します。					
	取組	実施主体	プログラム			
			2023	2024	2025	2026
森林組合との連携	町		連携			
森林整備の推進【拡充】	関係団体 町		事業推進			
体験学習等の実施【拡充】	県 関係団体 町		事業推進			
戦略3 森林資源の活用【拡充】	関係団体 町	計画検討	事業推進			
戦略3 木質バイオマス事業化の推進	関係団体 町		補助金交付・PR			

施策⑥ 松田山の保全と利活用

方針・目標	松田山における自然の機能を保全し続けられるよう、農地や森林の持続可能な事業展開を調査・研究し、適正な管理と地域資源の利活用を推進します。					
	取組	実施主体	プログラム			
			2023	2024	2025	2026
戦略3 松田山の保全の推進【拡充】	関係団体 町	計画検討	事業推進			
戦略3 松田山の利活用の推進【拡充】	関係団体 町	計画検討	事業推進			

2. 商工業の振興



実現したい まちの未来

- 商工業は、消費者や観光客のニーズに対応した活動が展開されています。
- 商工振興会等の協力・支援による各種イベントの実施や商業と観光との連携による付加価値のあるサービス提供により、消費拡大が促進され、安定した経営や事業承継が図られています。
- 商店街では、八百屋、魚屋、肉屋のほか生活に必要なものや洋服などが身近に購入できる魅力的なお店が揃っており、商店街以外では、コンビニエンスストア等で地元産品が購入できるなど、町民や観光客が楽しく買い物ができる賑わいと活気のあるまちとなっています。また、移動販売事業も展開されており、隣近所での助け合いや交流など一人暮らしの高齢者でも安心して買い物ができるようになっています。

基本目標

- 商業においては、消費者や観光客の購買行動に対応できる商店街を形成することにより、消費拡大の促進を図るとともに、事業者や町商工振興会の活動・人材育成を支援し、町民はもとより観光客にとっても魅力あるまちづくりを進めます。また、中小企業の育成や体質強化、経営の安定化を進めるため、町商工振興会と連携し支援体制を充実させます。
- 新松田駅周辺の整備と併せた買い物環境の整備や、空き店舗や未利用地等を活用した新たな店舗誘致を展開することにより、地元産品を取り入れた販売促進や買い物の利便性向上を推進していきます。
- 工業においては、既存企業の経営安定化、健全化に向けた支援体制を充実させます。
- 後継者不足や高齢化による事業者減少の取組として、町商工振興会と連携し事業承継対策を推進していきます。

現状と課題

○…現状 ▶…課題

- コロナ禍でもあったことから、国のセーフティネット保証等が実質負担なしで借りられ、さらには町独自の制度融資も設定し、事業者の資金調達については手厚い支援を図っています。
- ▶▶商工業者の情報収集窓口が足柄上商工会のみであることに限界があり、金融機関なども交えた連携体制を模索する必要があります。
- ▶▶コロナ禍における制限や抑制が解消される見通しが立たず、普及啓発活動の実施ができていないことが課題です。
- 桜まつり開催時に、まちなかの賑わい創出として、商工振興会主導のイベントを開催しています。
- ▶▶観光イベントで主体となる観光協会の主力が商工業者であり、イベント運営そのものにも関わるため、商業振興事業への注力が必要です。
- ▶▶町内における商業と農業の交流・連携が不足しており、地元産品を使用した特産品の創出ができていないことが課題です。

○町商工振興会において、駅周辺整備に係る勉強会等を開催しており、町も補助金等で支援しています。

▶▶商工振興の立場として、既存商店への影響に配慮した事業推進が必要です。

○補助制度を活用し、空き店舗への出店支援を行っています。

▶▶町の店舗は点在する状況にあり、賑わい創出の効果は限定的なことが課題です。

○移動販売事業により、商店街周辺地域以外の買い物困難者支援を行っています。

▶▶商店街周辺地域においても買い物が不便であることが課題です。

○ハローワークからの情報による求人情報の提供を行っているほか、補助制度等による勤労者への支援を行っています。

▶▶町による職業紹介事業の労力対効果を確認する必要があります。

▶▶時代の変化により、勤労者（労働者）と自営業者（商工業者）の差別化の是非を検証することが必要です。

目標指標

項目	2022年	2026年
事業所数	634 事業所	600 事業所
商工業の販売・出荷額	156 億円	160 億円

協働の取組

町民等の役割	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者による特産品の開発 ・商工会、商店街による消費拡大 ・事業者・町商工振興会による移動販売事業の推進 ・ハローワーク、県による雇用、就労の支援
行政の役割	<ul style="list-style-type: none"> ・事業の経営支援・普及啓発 ・事業継承対策の推進 ・特産品開発事業補助 ・消費拡大に対する連携協力 ・買い物弱者支援 ・雇用、就労支援の活動促進・啓発

【実行計画】

施策① 経営の安定化

方針・目標	町内商工業者を支援する関係機関を集めた情報交換会などを開催し、現状把握と状況に則した支援制度設置を推進します。				
取組	実施主体	プログラム			
		2023	2024	2025	2026
商工振興会の支援	町	事業実施			
中小企業支援制度の活用促進	関係団体 町	活用促進			
事業承継対策の推進	関係団体 県・町	連携調整	連携推進		

施策② 観光と連携した商業振興

方針・目標	各種イベント開催時における観光客の周遊性確保や、魅力のある産品・商品の確立を支援し、町内商業の振興を図ります。				
取組	実施主体	プログラム			
		2023	2024	2025	2026
桜まつり等の各種イベントの実施連携・協力	関係団体 町	事業推進			
地場製品の販売促進	関係機関	事業推進			
戦略3 コスモス館等での地元農産物の消費拡大の支援	関係機関	事業推進			
まつだ乾杯条例の推進	関係機関	事業推進			
戦略2 おもてなし・お休み処「つむGO」の利活用	町	事業推進			

施策③ 特産品開発事業の支援

方針・目標	商業と農業の交流機会を設け、新たな特産品の創出を支援した上で、普及啓発・消費拡大を図ります。				
取組	実施主体	プログラム			
		2023	2024	2025	2026
C 特産品開発事業補助制度の活用促進	町民				
	関係団体 町	活用促進			

施策④ 新松田駅前等基盤整備事業に伴う商店街の活性化

方針・目標	駅周辺整備の計画にある商業機能の集積・集約を図ります。その際、点在する店舗の継続支援と整合性を図りながら推進します。				
取組	実施主体	プログラム			
		2023	2024	2025	2026
戦略2 新松田駅前等の基盤整備事業に伴う商店街の活性化についての支援	関係団体 町	事業推進			
	足柄上商工会、地元商店街と連携した消費拡大の促進	関係団体 町	事業推進		

施策⑤ 空き店舗対策の支援

方針・目標	店舗のリノベーション支援などにより、点在する店舗を継続させる支援を行います。その際、駅周辺整備に伴う商業機能集積の計画と整合性を図りながら事業を推進します。				
取組	実施主体	プログラム			
		2023	2024	2025	2026
戦略2 店舗リノベーション支援補助制度の活用促進	関係団体 町	活用促進			

施策⑥ 買い物弱者支援

方針・目標	既存店舗の営業に配慮するため、町商工振興会と意見交換等を行いながら、町内全域の買い物環境の充実を図ります。				
取組	実施主体	プログラム			
		2023	2024	2025	2026
移動販売業者への経営支援	関係団体 町	支援・見直し			
スーパー及びコンビニエンスストアの誘致 【拡充】	関係団体 町	誘致活動			

戦略2

施策⑦ 雇用、就労の支援

方針・目標	関係機関と連携した就労促進を進め、ホームページや広報等による情報提供や啓発を行います。勤労者住宅資金利子補助制度については時代に即した制度への見直しを図りつつ、活用を促進します。				
取組	実施主体	プログラム			
		2023	2024	2025	2026
ハローワークや県等との連携・協力による就労促進	関係機関 県・町	啓発推進			
町公式サイトや広報・パンフレット等による情報提供や意識啓発	関係機関 県・町	啓発推進			
勤労者住宅資金利子補助制度の見直しと活用促進	関係機関 町	制度見直し、活用促進			



3. 観光の振興

実現したい まちの未来

- 花を楽しむことのできるロウバイまつりや桜まつりをはじめ、大名行列等の歴史・文化資源を活かした観光まつりを継続して開催しています。また、広域的な観光宣伝により観光客の増加が図られています。
- 自然豊かな寄地区では、ハイキングやドッグランを楽しむ方々をはじめ、農泊により寄地区ならではの暮らしを楽しむ方々の笑顔が溢れています。

基本目標

- 豊かな自然と豊富な歴史、文化資源を活かし、各観光資源や拠点となる施設を結びつけることで、農業・林業・商業と連携した魅力ある観光のまちづくりを進めます。
- 新たな観光資源の発掘や民間の観光事業者との連携、広域的な取組による観光振興を進め、入込客を増加していきます。
- 自然豊かな寄地区では、ハイキングやドッグラン、グラウンドの活用、農泊や体験事業による観光誘客を進めます。
- スポーツコミッションを立ち上げ、スポーツツーリズムによる新たな誘客に向けて観光協会と連携して取り組みます。

現状と課題

○…現状 ▶…課題

- 松田町の観光推進体制については、町観光協会が一般社団法人化以来、桜まつり、国際交流等の事業を推進し、自走化に向けた財源獲得に取り組んでいます。
- ▶▶2019年度からのコロナ禍によりイベントが中止になるなど自走化への取組が停滞しており、安全なイベントの運営や観光客の誘致への取組を行っていく必要があります。
- あしがらローカルブランディング推進事業による、民間主体での広域観光事業実施体制を構築しています。
- ▶▶2023年度より民間が主体的に実施する事業へ、エリアとして一体的な観光プロモーションを実施する必要があります。
- 寄自然休養村管理センターの指定管理については、補助金等を活用して施設改修を実施しています。
- ▶▶コロナ禍により宿泊利用者やグラウンド利用者が減少していることが課題です。
- 松田山エリアには西平畑公園やハーブガーデン、最明寺史跡公園などがありますが、交通の便が悪く、観光資源として十分に活用できていません。
- ▶▶有効活用できていない町有の観光施設へ民間活力を呼び込み、稼げる事業の展開を推進する必要があります。
- 松田ブランドについては2017年度から募集を開始し、2022年度まで7品目が認定されています。
- ▶▶近年応募者が少なく、認定品の数も少ないため、事業者の確保に取り組む必要があります。

○観光情報の発信について、小田急線の駅やダイナシティ、小田原城、つむG Oなどに切枝をディスプレイし、チラシ・ポスターを各所に掲示するほかインスタグラムも配信しています。

▶▶SNSの投稿については、フォロワーに情報を発信していくためには、更新頻度を多く運用していく必要があります。

目標指標

項目	2022年	2026年
観光客数	420千人	800千人
桜まつりの個人消費推計額	1億 2853万円	2億 1000万円
松田ブランド認定品数	7品	10品

協働の取組

町民等の役割	・各種まつり等における運営・受入支援
行政の役割	・広域的な観光推進体制の構築 ・観光情報の効果的な発信

【実行計画】

施策① 観光推進体制の充実

方針・目標	町ではスポーツコミッションを立ち上げ、スポーツツーリズムによる新たな誘客に向けて観光協会と連携して取り組みます。 主体的に活動する民間の情報発信や許認可等の助言や支援を行います。近隣自治体との連携の可能性を模索し、継続性のある受入環境整備を実施します。さらに民間観光事業者との連携を進めます。 事業者からのサウンディングを含め、2024年度から新たな事業が展開できるよう取り組む必要があります。また、みやま運動広場の人工芝生化を進めるため、totoやJFAの助成金の活用を推進します。					
	取組	実施主体	プログラム			
			2023	2024	2025	2026
戦略3 スポーツツーリズムの推進【新規】	町観光協会		連携・支援・検証		事業推進	
広域観光圏による観光振興	関係団体 近隣市町 町		継続的な支援活動			
広域的組織によるハイキングコース・遊歩道の整備・維持修繕【拡充】	近隣市町 町		整備・維持修繕			
	関係団体		松田山みどりの風遊歩道・第六天の整備			
観光ガイドの育成・支援	町 町民 観光協会		募集・育成・支援			
戦略3 農泊や体験事業の推進【拡充】	事業者 関係団体 町民 町		事業実施			
戦略3 民間の観光事業者との連携【新規】	事業者 町		観光事業者との連携			

施策② 観光資源の活用と開発

方針・目標		現有する観光資源の利活用やアウトドア事業に積極的に取り組むことができる事業者の発掘に取り組みます。 SNS を通じて松田ブランドを発信するとともに、商工会サイトやふるさと納税を紹介し、商工事業者や町の収入拡大に取り組みます。				
取組		実施主体	プログラム			
			2023	2024	2025	2026
戦略3	新たな観光資源の創造・発掘・活用【拡充】	関係団体 町	計画策定		実行	
戦略3	松田ブランド認定事業の推進	事業者 町	事業実施			
	桜まつり等の集客イベント支援	事業者 関係団体 町	事業の評価・見直し			
	ヤマビル対策の推進（再掲）	町民 関係団体 町	事業実施			
戦略3	寄ロウバイ園の活用推進	町 関係団体	事業の評価・見直し			
	旧安藤邸の活用促進	事業者 町民 町	事業実施			
戦略3	寄七つ星ドッグラン&カフェ（ふれあい農林体験施設）の活用推進	事業者 町	事業実施			
	管理センター等の活用推進【新規】	町 関係団体	指定管理者選定	設計・改修		事業実施

施策③ 観光情報発信の充実

<p>方針・目標</p>	<p>観光客や買い物客が集中する施設等で、視覚的にイベント情報を伝達できる仕組みを今後も推進していきます。 観光協会やあしがらローカルブランディングと連携し、SNSの発信を定期的実施します。 SNSの投稿については、フォロワー数を増加させるため、日々情報を更新していきます。</p>					
<p>取組</p>	<p>実施主体</p>	<p>プログラム</p>				
		<p>2023</p>	<p>2024</p>	<p>2025</p>	<p>2026</p>	
<p>テレビ等のメディアやSNSを活用した宣伝【拡充】</p>	<p>町観光協会 関係団体</p>	<p>事業実施</p> 				
<p>国際的な観光宣伝事業【拡充】</p>	<p>町関係団体</p>	<p>事業実施</p> 				
<p>戦略3</p>	<p>町内外の施設での観光情報の発信【新規】</p>	<p>町関係団体</p>	<p>駅や施設等での情報発信</p> 			

4. 消費者の保護

実現したい まちの未来

- トラブルを未然に防止するための情報提供、啓発活動や身近な相談会が開催され、消費者の知識や意識が向上しています。
- 広域的な相談体制も強化され、関係機関が協力・連携することで安心した生活が送れています。また、食品ロスに向けた取組も行われています。

基本目標

- 豊かで安心した生活が送れるよう、広域的な相談体制をもとに、社会情勢の変化に伴う悪質商法によるトラブルや架空請求・不当請求・インターネットを介した消費者トラブルや被害に対応した多様な消費者保護対策や食品ロス削減に向けた取組を進めます。

現状と課題

○…現状 ▶…課題

- コロナ禍に重なったことで、人が集まる講演会等の開催機会は大幅に減少しましたが、パンフレットやグッズの配布、広報による情報提供等を通して啓発活動を実施しています。
 - ▶▶講演会等は Web を活用したものへの転換も検討していますが、高齢者が多いため効果的な方法であることが必要です。
- 消費生活センターの共同運営により、専門的に対応できる体制を維持しています。
 - ▶▶相談内容が多様化している中で、町としても相談のノウハウを蓄積していくことが必要です。

目標指標

項目	2022年	2026年
啓発活動（講習会・チラシ等配布）	－	年1回
講習会等の参加者数（松田町参加人数）	－	50人

協働の取組

町民等の役割	・消費生活に関する講習会への参加
行政の役割	・消費生活活動に関する情報提供、相談の実施、講習会の開催や普及啓発

【実行計画】

施策① 啓発活動等の充実

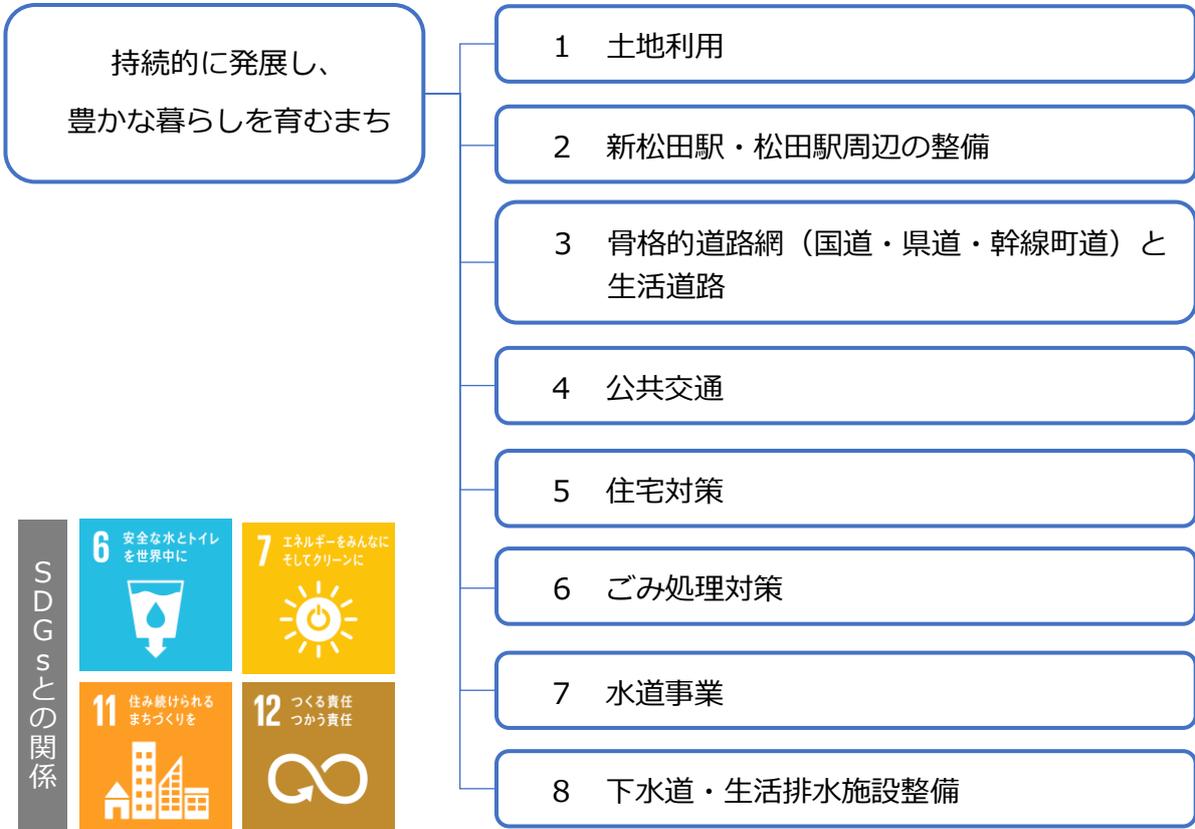
方針・目標	多様化し、情報が溢れる消費生活問題について、対象ごとに必要な情報が行き届くよう、情報提供の手法や機会を拡充し、啓発を推進します。				
取組	実施主体	プログラム			
		2023	2024	2025	2026
県・足柄上地区1市5町と連携した講習会の開催	関係機関 町	講演会開催			
あんしんメール・広報・パンフレット等による情報提供	町	啓発活動推進			

施策② 相談体制の充実

方針・目標	共同運営による消費生活センターを維持しながら、町相談窓口における対応方法のマニュアル化やノウハウの蓄積により、相談体制の充実を図ります。				
取組	実施主体	プログラム			
		2023	2024	2025	2026
足柄上地区1市5町と連携した広域的な相談体制の充実	関係機関 町	消費生活センター相談実施			

第4章 持続的に発展し、豊かな暮らしを育むまち（暮らし・基盤）

【施策体系】



松田町版 SDG s

目指すゴール	町民誰もが暮らしやすい、強靱かつ持続可能なまちづくりを促進するまち
--------	-----------------------------------



1. 土地利用

実現したい まちの未来

- 都市化を促進する地域と自然環境を保全する地域で、秩序とメリハリのあ
る土地利用が、地域の特性を引き出し、本町の有する個性と魅力をより輝
かせています。
- 市街地では、質の高い居住環境の確保と、足柄地域の交通の要所としての
ニーズを踏まえたコンパクトシティが形成されています。また、先人から
受け継いだ豊かな自然と里地里山では、都市圏に近いオアシスとしての魅
力や機能が高まっています。

基本目標

- 足柄地域の賑わいを牽引していく駅周辺のまちづくりを着実に推進すると
ともに、未利用町有地や市街化区域等の空き地、未利用地の解消を含め、民
間事業者の活力などを導入し、住宅地等の誘導を進め、計画的かつ積極的な
活用を図ります。
- 地域の特性に即したまちづくりに取り組みつつ、自然をはじめとする観光資
源は、保全・活用の方向性を定め、シンボルとして持続するために適正かつ
合理的な土地利用を推進します。

現状と課題

○…現状 ▶…課題

- 新松田駅北口周辺整備の実現に向けて、公共施設の整備など将来の具体的
な目標を定めるため、都市計画決定を行う必要があります。
- ▶▶住居地域内のため設備更新が困難な工場がある地区があり、地域の実情に
即した有効な土地利用を検討する必要があります。
- 地域課題等に対応しやすい土地利用を推進するため、県条例に定められた開
発の届出基準（3,000 m²以上）の解消手続きを進めています。
- ▶▶都市計画区域外の土地利用については、開発目的に応じた特定土地利用計
画への位置付けが必要であり、土地利用の促進を妨げていることが課題です。
- 松田町都市計画マスタープラン(2017年3月策定)に基づき、状況の変化に
応じた対応を進めています。また、まちづくり条例に基づく住宅地開発の促
進・誘導を進めており、観音道下地内定住化促進道路などの基盤整備を実施
しています。
- ▶▶良好な住環境の整備を推進するため、道路後退用地の寄附や開発道路の帰
属など道路用地の権限の取得について、地権者や開発事業主などへの理解と
協力をより一層求めていくことが必要です。
- 町有地活用に向けた松田町特定地域土地利用計画の見直しを実施しており、
松田町都市計画マスタープランに則りつつ、状況の変化に応じた対応を随時
進めています。
- ▶▶一方で利用が進まない土地が散見され、これらの解消が課題です。

○国土調査については年間約7～8ヘクタールの調査を実施しています。

▶▶筆界未定が発生した場合には土地利用等に影響を及ぼす可能性があることが課題です。

目標指標

項目	2022年	2026年
国土（地籍）調査の実績	98.5ha	127.5ha

協働の取組

町民等の役割	<ul style="list-style-type: none">・民間事業者・地権者の理解・協力や事業参画・町民や駅利用者の事業への理解
行政の役割	<ul style="list-style-type: none">・安全で計画的な事業推進と情報発信

【実行計画】

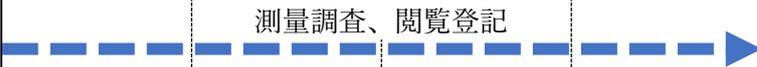
施策① 総合的な土地利用の推進

方針・目標	まちの将来像を明らかにし、都市計画を定める指針となる都市計画マスタープランに基づき、地域の特性や潜在力を発揮させるため、地区計画、高度利用等の都市計画や立地適正化計画など必要に応じた見直しを行います。 また、都市計画区域外の用地においては、良好な自然環境を保全しつつも、社会情勢の変化や地域課題等に対応し、未利用地の活性化や民間活力の導入など、町民ニーズに対応した土地利用を進めるために必要に応じて県条例の規定に基づき特定地域土地利用計画の見直しを進めます。					
	取組	実施主体	プログラム			
			2023	2024	2025	2026
都市計画(線引き等)の見直し	町		都市計画見直し		運用調整	
					立地適正化計画中間見直しに向けた調整	
松田町特定地域土地利用計画の見直し	町		相談・検討・見直し等			

施策② 新時代に向けた積極的な土地利用の推進

方針・目標	移住・定住を促進する良好な住環境を確保するため、未利用な町有地、民間の土地の有効活用や、町道などを整備し、未利用地の活性化に取り組めます。事業は、町有地等の利活用の推進とともに、民間活力の導入など、町民ニーズに対応した新時代の土地利用を進め、税収等に繋げて行きます。 また、快適な街の形成を図るため、まちづくり条例に基づく良好な開発事業の指導を実施しつつ、宅地開発に伴う道路後退用地を速やかに整備します。					
	取組	実施主体	プログラム			
			2023	2024	2025	2026
戦略2 良好な住宅地の整備・促進	町		宅地整備の推進			
			立地適正化計画に基づく土地利用の誘導			
自然環境に配慮した開発事業の誘導	町		まちづくり条例に基づく指導			
戦略2 町有地等の利活用の促進	事業者 町		調査・研究・検討・実施			

施策③ 国土（地籍）調査の推進

方針・目標	一筆地調査の翌年に閲覧認証事務を行うサイクルを継続するとともに、筆界未定が発生しないよう地権者の理解を得ながら事業を推進します。				
取組	実施主体	プログラム			
		2023	2024	2025	2026
国土(地籍)調査の推進	町				



2. 新松田駅・松田駅周辺の整備

実現したい まちの未来

- 新松田駅南口周辺の整備により交通機能が改善され、南口利用者が安全で便利に利用できる環境が整っています。
- 新松田駅北口周辺整備が進められ、安全性や利便性の向上、中心市街地の活性化、魅力の創出等につながる施策が段階的に行われています。

基本目標

- 駅周辺地区は、駅前広場・道路等の基盤整備事業や都市計画制度等の導入を総合的に推進することによって、交通結節点としての立地特性を活かした広域的な玄関口としての機能を高め、町の中心市街地として都市機能の向上と魅力の創出に取り組みます。

現状と課題

○…現状 ▶…課題

- 新松田駅南口では部分的に供用を開始していますが、用地交渉が難航している部分があります。新松田駅・松田駅周辺の整備に関しては、町民からの期待と要望も高まっています。
- ▶▶ 今後は、南口だけでなく北口との連携も図りながら、駅周辺の一体的整備として推進していく必要があります。
- 新松田駅北口周辺整備については、2016年度に協議会を立ち上げ整備の基本方針を決定し、さらなる基本構想・基本計画の検討が進められています。
- ▶▶ 整備実現に向けては地権者や企業等の理解、協力、参画が不可欠なことから、今後も粘り強く話し合いを重ねていく必要があります。

目標指標

項目	2022年	2026年
新松田駅南口駅前広場等整備事業の進捗率	55%	86%
新松田駅北口周辺整備事業の進捗率	5%	50%

協働の取組

町民等の役割	<ul style="list-style-type: none"> ・ 民間事業者の事業参画 ・ 町民や駅利用者の事業への理解
行政の役割	<ul style="list-style-type: none"> ・ 安全で計画的な事業推進と情報発信

【実行計画】

施策① 新松田駅南口駅前広場等整備事業の促進

方針・目標		駅周辺整備として、北口駅前広場周辺の交通緩和を図るため、小田原方面の路線バスやタクシーを南口から発着させる広場を整備しつつ、南北自由通路やエレベーターなども同時に整備することで利便性を向上させます。				
取組		実施主体	プログラム			
			2023	2024	2025	2026
C 戦略2	新松田駅南口駅前広場等整備	町	用地買収・建物補償		駅前広場整備工事	
	新松田駅南口駅周辺道路の整備【新規】	町	調査検討・測量		予備設計	

施策② 新松田駅北口周辺整備の促進

方針・目標		駅周辺整備として、新松田駅北口駅前広場整備と共再開発ビルの整備、御殿場線下を抜けて駅前広場に繋がる歩行者用南北連絡道路、再開発ビルで影響する範囲に当たる町道3号線(ロマンス通り)の歩道拡幅工事を整備します。 引き続き、橋上駅舎及び新松田駅の南北自由通路(バリアフリー化を含む)、町道3号線(ロマンス通り)の拡幅を計画し、「新松田駅周辺整備基本計画」に基づき全体整備計画を順次整備していきます。				
取組		実施主体	プログラム			
			2023	2024	2025	2026
C 戦略2	新松田駅北口周辺整備の促進【拡充】	町	都市計画決定、 本組合設立、 鉄道事業者協議	広場詳細設計	施行認可	権利変換認可
				自由通路 基本設計	自由通路詳細設計	

3. 骨格的道路網（国道・県道・幹線町道）と生活道路



実現したい まちの未来

- 県道や町道の新設・改良等が順次進められてきた結果、道路の利便性や安全性が徐々に向上されています。便利で安心して利用できる道路の整備に向け、継続した取組が行われています。
- 新東名高速道路は計画全体の9割が開通しており、全線開通に向けて事業が進行しています。

基本目標

- 生活や産業活動を支える道路づくりは、県道等の主要路線では拡幅改良やユニバーサルデザインによる歩道の整備を進めるとともに、良好な都市空間を創造します。
- 町道や生活道路は幹線道路整備との連携、緊急度・優先度を考慮し、生活の利便性の向上や安全性の確保を推進します。

現状と課題

○…現状 ▶…課題

- 2021年の法面崩落に伴い、国道246号の災害防除について国へ要望しています。県道711号（小田原・松田線）についてはJRガード下付近の改良を、県道72号（松田・国府津線）については交差点改良等を、県道710号（神縄・神山線）については立山橋付近の拡幅改良を県に対し要望しています。
 - ▶▶用地交渉の難航などにより事業が進まないことが課題です。
- 町道については、町道整備基本計画に基づき整備を推進しています。新設改良路線については、町道19号線町屋踏切の拡幅改良事業が実施中であり、酒匂川左岸道路などについては今後地域説明会を実施する予定です。
 - ▶▶今後も効率的に事業を推進していくために、権利者の方々の協力を要請するとともに、補助金の活用等による事業費の確保を図る必要があります。
- 橋梁長寿命化計画に基づき順次長寿命化及び耐震化に向け整備を進めています。これまで西山橋ほか6橋で工事完了し枇杷沢橋で工事予定となっています。十文字橋については、開成町とそのあり方について検討を進めます。
 - ▶▶事業費が大きいため財源の確保が必要です。
- 町道整備基本計画に基づき、歩道や道路沿いの空地等を利用した気軽に休める憩いの場の整備を進めています。
 - ▶▶用地及び財源の確保が必要です。

目標指標

項目	2022年	2026年
町道の面積（全体）：新設・拡幅改良等	310,933 m ²	318,000 m ²

協働の取組

町民等の役割	・町民（地権者）の事業への理解
行政の役割	・補助金等の確保と情報発信

【実行計画】

施策① 道路網の整備

方針・目標	都市基盤としての道路整備を促進し、交通需要に対応した道路計画・整備について関係機関と調整するとともに、駅周辺整備計画に準じて御殿場線下を横断する県道 711 号線(小田原松田線)の道路拡幅改良などを県に要望します。			
取組	実施主体	プログラム		
		2023	2024	2025
関係機関に対する積極的な要望活動の実施	町	要望活動の実施		
		▶		

施策② 町道・生活道路の整備促進、橋梁の計画的な維持管理

方針・目標	幅員が狭小な道路の拡幅などを進めるとともに道路の維持の充実を図り、安全性・利便性を備えた道路の整備を進めます。また、定住化の促進や未利用地の活性化のために必要となる新設改良路線の酒匂川左岸道路や町道 31 号線(かなん沢・中里線)について計画的な整備を進めます。橋梁については、橋梁長寿命化修繕計画(2020年2月策定)に基づき、継続的に長寿命化や耐震化を計画的に実施していきます。			
取組	実施主体	プログラム		
		2023	2024	2025
町道等の効率的・効果的な整備	町	<酒匂川左岸道路> 用地測量 → 用地補償 → 工事		
		<かなん沢・中里> 用地補償 → 工事 → 用地補償 → 工事		
		<十文字橋> 開成町とのあり方検討協議 → 将来構想 → 橋梁概略設計		
		道路拡幅・維持修繕		
橋梁長寿命化修繕計画の推進	町	事業推進		
		▶		

施策③ 歩道整備及びポケットパーク等の整備による歩行空間の確保

方針・目標		駅周辺整備計画において、歩道整備及び道路沿いの空地等を利用して気軽に休める憩いの場を整備することで、生活環境の向上に取り組めます。その他の道路においても、歩行量や安全確保などの観点から優先度を考慮して整備を進めます。				
取組		実施主体	プログラム			
			2023	2024	2025	2026
戦略2	駅周辺整備計画による歩道や憩いの場の整備	町	整備			
戦略2	生活環境を向上させる歩行空間の確保	町	路線の調査・選定			



4. 公共交通

実現したい まちの未来

- 少子高齢化の進行に伴い、地域公共交通へのニーズが高まるなか、2駅（新松田駅・松田駅）の利用は、駅周辺整備が整うことで増加し、駅前広場から足柄地域へ放射状に発するバスやタクシーのネットワークが維持されています。
- 環境や健康に配慮した新たな交通手段が普及し、誰もが利用しやすい地域交通ネットワークが充実しています。

基本目標

- 公共交通の充実・確保を図るため、魅力あるまちづくりと並行して公共交通機関に積極的に働きかけ、小田急線等の運行体制の充実と運行便の拡充を図ります。
- 路線バス運行体制の維持や交通弱者等への対策と同時に、新たな交通サービスを導入し、公共交通サービスの向上に取り組みます。

現状と課題

○…現状 ▶…課題

- 鉄道運行体制については、県鉄道輸送力増強促進会議や御殿場線活用推進協議会等において沿線の活性化や鉄道事業者への要請等を協議し取り組みを行っています。
- ▶▶コロナ禍によるテレワークの普及など、鉄道利用者はコロナ禍以前の状況に戻り切っていないため、公共交通網を維持していくことが必要です。
- バス路線については、地域公共交通会議等を通じて路線の維持確保等に関する協議を行っています。
- 通学バス定期券助成事業・高齢者バス定期券助成事業について、コロナ禍により影響を受けているバス事業者の負担軽減と町民の継続的な移動手段の確保及びバス利用を促す観点から、2021年度よりバス事業者の負担を無くし町の負担割合を増加（1/3⇒2/3）して実施しています。
- ▶▶コロナ禍の影響も相まって、バス利用者が減少し、減便が生じているため、交通の利便性が低くなる傾向が続いていることが課題です。

目標指標

項目	2022年	2026年
新松田駅を発着するバス系統数	37	37
寄地区へのバス運行本数（1週間当たり：往復）	177	177
新松田駅・松田駅両駅のロマンスカー停車本数	6本/日 （平日・休日）	6本/日 （平日・休日）

協働の取組

町民等の役割	・公共交通機関の積極的な利用
行政の役割	・公共交通機関への要望・調整 ・公共交通機関の利用促進

【実行計画】

施策① 鉄道運行体制の充実

方針・目標	新松田駅・松田駅が、町民のみならず足柄地域の重要な交通拠点であり続けるために、鉄道事業者と連携した施策を展開します。 特急列車停車本数の維持や交通系ICカード利用環境の整備などを実現するため、継続的な要望・協議を行います。				
取組	実施主体	プログラム			
		2023	2024	2025	2026
鉄道事業者への要望の継続・鉄道事業者と連携した事業の実施	町	要望活動・連携施策の実施 			

施策② バス交通等の充実

方針・目標	バス路線の確保・維持及び利便性向上のため、バス交通主要3施策(乗合バス運行補助事業・通学バス定期券助成事業・高齢者バス定期券助成事業)を引き続き推進するとともに、路線の整備拡充や運行本数の維持等を関係機関へ積極的に要望します。 町の地域公共交通のあり方を明らかにするための「松田町地域公共交通計画」を策定し、町民の移動手段を将来にわたって確保するために「新たな交通サービス」の導入を検討するなど、町民にとって便利で快適な交通サービスの提供を目指します。 さらに、必要に応じてバス・タクシー事業者、地域住民の方々とも相談した上で、有効な交通施策に取り組んでいきます。				
取組	実施主体	プログラム			
		2023	2024	2025	2026
戦略2 路線バスの運行維持対策の推進	事業者 町	継続的な要望・調整、バス交通主要3施策の推進 			
戦略2 効果的な交通施策の推進と新たな交通施策の推進【拡充】	町民 事業者 町	地域公共交通計画策定 新たな交通サービスの実証実験	新たな交通サービスの本格運行 		



5. 住宅対策

実現したい まちの未来

○民間による自然と共生した一区画あたりにゆとりある宅地開発が進み、バリアフリー住宅やスマートハウス等質の高い住宅が増え、まちづくり条例のもと良好な住環境が形成されています。また、民間活力を導入して建設・管理運営している町営住宅等により、定住・少子化対策が図られるなど、誰もが暮らしやすい安全・安心の住環境が整う「まち」になっています。

基本目標

○町有地に建設され老朽化した町営住宅の移転や集約化を図り、民間のノウハウによる宅地開発での町有地の活用を進めます。また、少子高齢化の進行と人口減少社会の到来を見据え、社会問題化している空家空地の利活用を進めると同時に、地域特性を活かした対策を進めます。

現状と課題

○…現状 ▶…課題

○子育て世帯向け町営住宅は町屋地区住宅（優良賃貸住宅）以外になく、町への移住を希望する世帯に対し受け皿となる住宅が不足しています。

▶▶町への移住を増加させるためにも、民間事業者による集合住宅（賃貸住宅など）や戸建て住宅の建設及び町内での住宅用地の確保が必要です。

○住宅取得に対して、住宅取得促進奨励金・民間賃貸住宅家賃補助金・二世帯同居等支援奨励金を交付しています。

▶▶広報等による制度周知とともに、町への移住につながるようWEB等を活用した町内外への情報発信を強化する必要があります。

○町営住宅については、耐用年数を経過したものから順次解体を進めています。

▶▶町営住宅居住者は高齢化しており、他の住宅への転居が進まないことが課題です。

○良好な住宅地の誘導に向けては、まちづくり条例に基づく適正な誘導を継続するなかで、造成地周辺の土地利用なども考慮した指導を実施しています。

▶▶費用的な面や時間的制約などの理由により交渉が難航することもあり、引き続き協力を得られるような誘導していくことが必要です。

○空き家等の対策として、空家に関する啓発のチラシの送付や町内の空家・空地等の現地確認、所有者調査、空家バンクの運用等を実施しています。

▶▶今後も継続的に現地確認を実施し自治会や民間業者と連携を図りながら実態の更新作業を進めるとともに、空家の居住希望者と不動産業者・所有者とのマッチングを支援し、定住促進に取り組んでいく必要があります。

目標指標

項目	2022年	2026年
松田町まちづくり条例による住宅・宅地開発の誘導宅地戸数（年間・累積）	30戸	120戸
新規住宅戸数（年間）	23戸	30戸

協働の取組

町民等の役割	<ul style="list-style-type: none"> ・民間事業者の事業参画 ・町民や地権者の事業への理解
行政の役割	<ul style="list-style-type: none"> ・安全で計画的な事業推進と情報発信

【実行計画】

施策① 住宅の整備

方針・目標	<p>町外からの移住を推進するため、勤労・子育て世帯が住みやすい賃貸マンションの増設が可能な場所の調査を行い、建設に向けた事業を推進します。</p> <p>未利用町有地について適正な保安全管理を実施するとともに、耐震性の低い老朽化した町営住宅については、入居者の退居に際し解体、整地を行い、跡地利用促進に向けて保安全管理を実施します。</p> <p>高齢化した町営住宅の居住者が負担が少なく転居できる方法、安価な住宅の提供、代替地などの手段や方法を検討し実施します。</p> <p>定住化につながる定住促進制度を積極的に実施していくとともに、空家等の実態を把握し、空家所有者の意向を確認して所有者及び利用者のマッチングを強化しながら空家の利活用を進めていきます。</p>						
	取組	実施主体	プログラム				
			2023	2024	2025	2026	
C	戦略2	老朽化した町営住宅の解体	町	退居となった住宅の解体・転居に係る意向調査			
		民間等による町営住宅供給の調査・研究	町	民間事業者との連携・検討	建設地の選定、若い世帯向けの安価な住宅や代替地の検討	建設方法の選考	
		住宅取得促進事業の推進及び新制度の研究・実行・周知	事業者 町	町独自の事業の実施・見直し・新制度の研究			
		民間住宅の建設促進、良好な住宅宅地開発の誘導	町	まちづくり条例に基づく指導・助言			
		空家空地の把握と利活用の推進	町民 事業者 町	空家空地の状況調査・所有者意向確認			
				空家空地バンク登録・マッチングの実施			
		空家等取り壊し	所有者 関係者 町	指導内容の検討	所有者への指導・助言		
		空家・空地バンク制度の運用及び相談業務【新規】	町	空家・空地バンクの運用(マッチング)			
				移住相談所を活用した相談業務			



6. ごみ処理対策

実現したい まちの未来

○廃棄物の3R運動の推進・分別・排出抑制が進み、資源の有効活用と廃棄物の減量化が図られています。また、広域（1市5町）でごみ処理施設整備が進められています。

基本目標

○快適な生活環境の循環型社会に向けて、限られた資源の有効活用と更なるごみ減量化を進め、町民、事業者、町が一体となって連携を強化し、分別回収と資源回収等のリサイクルの徹底を図ります。

現状と課題

○…現状 ▶…課題

○ごみの分別表や収集カレンダーの配布、広報による啓発、コンポスト等の配布、リサイクル活動団体への奨励金の交付等により、廃棄物の減量化と再資源化の促進を図っています。

▶▶持続可能な地域循環型社会の構築に向け、減量及び再資源化についての意識付けや方法の周知などを行う必要があります。

目標指標

項目	2022年	2026年
ごみ全体に対する資源ごみの割合	20%	30%
1人が1日に家庭から排出するごみの処分量	737g	729g

協働の取組

町民等の役割	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみの分別 ・ごみの減量化 ・資源ごみ回収
行政の役割	<ul style="list-style-type: none"> ・奨励金、手数料の交付 ・補助金の交付 ・分別したごみの収集、処理場への搬入

【実行計画】

施策① ごみ収集・処理対策

<p>方針・目標</p>	<p>ごみの3R運動を推進し、ごみの減量、再利用、再資源化を促進します。 収集カレンダーや分別表の配布に加え、分別の細分化、広報等によるごみの分別及び減量にかかる継続的な啓発を行うことで意識の向上を図り、2026年までに町民1人1日あたりのごみの排出量を削減します。</p>				
<p>取組</p>	<p>実施主体</p>	<p>プログラム</p>			
		<p>2023</p>	<p>2024</p>	<p>2025</p>	<p>2026</p>
<p>ごみの分別収集の推進</p>	<p>町</p>	<p>広報等による啓発</p> 			
<p>リサイクル活動団体への助成</p>	<p>町</p>	<p>団体支援（奨励金交付・育成）・啓発</p> 			
<p>ごみの減量化の推進</p>	<p>町</p>	<p>コンポスト及びペットボトル圧縮機配布</p> 			



7. 水道事業

実現したい まちの未来

○松田町水道ビジョンに基づき、水道施設の計画的な更新が行われ、無駄な経費の削減と水資源の有効利用が図られています。

基本目標

- 町民の快適な暮らしを支え、いつでも安心して飲める水の安定供給を行うため、地震等の災害に強いライフラインとして、施設の更新整備を計画的に進めます。
- 経営の健全化を図るため事業・事務の効率的な執行に努め、新たな収納体制の構築を進めます。また、使用料収入の減少と、今後も更に進む水道施設の更新費用に対する収支のバランスを見据えた経営の健全化に取り組みます。

現状と課題

○…現状 ▶…課題

- 2024年度より、寄簡易水道事業が公営企業会計法適化される事により、長期的展望に立った企業経営の診断や財政の見通しが可能となります。
- ▶▶人口減少による使用料収入の減少や経年劣化による施設の更新に係る費用確保など、安定した収支を生み出す経営体質を確立することが必要です。
- 水道事業運営の基礎となる「松田町水道ビジョン」は策定後10年が経過しました。
- ▶▶「松田町水道ビジョン」を更新し、施設更新計画に基づく老朽管の布設替えや基幹管路の耐震化をさらに進め、清浄な水を安定的に供給していくことが必要です。

目標指標

項目	2022年	2026年
町民による水道満足度向上	59.9%	85.0%

協働の取組

町民等の役割	・節水意識の向上
行政の役割	・経営の健全化 ・施設の耐震化・計画的な整備更新

【実行計画】

施策① 経営の健全化

方針・目標	公営企業会計法適化を進め水道使用料の適正化を図ります。費用対効果を検証し、経営の健全化に取り組みます。				
取組	実施主体	プログラム			
		2023	2024	2025	2026
水道使用料適正化の検討【拡充】	町	公営企業会計法適化準備・適用			水道料金見直し
経営の健全化【拡充】	町	費用対効果の検証・見直し			

施策② 施設整備と維持管理の充実

方針・目標	大規模災害等の発生を常に意識し、老朽管の布設替えや基幹管路の耐震化などは、有事の際に町民が集結する避難所などに繋がる管を最優先に実施するなど、防災担当部局との協議も交え、より安全で安定的な水道水の供給が行えるよう、2025年から2028年までを目途に完了を目指します。				
取組	実施主体	プログラム			
		2023	2024	2025	2026
給水管の布設替えと施設の更新・整備【拡充】	町	宮下水源水害対策		優先箇所工事の実施	
		新水道ビジョン策定			
		漏水・異常箇所の緊急対応			
水質管理計画に基づく水質管理	町	水質管理計画の策定		水質管理計画の見直し	
		水質検査の継続実施			

施策③ 水道の満足度向上

方針・目標	「町民による上水道満足度80%以上」を目標として、松田町の水道についての積極的な情報の発信と開示を行い、理解を深める取組を推進します。				
取組	実施主体	プログラム			
		2023	2024	2025	2026
水道事業の情報発信と開示【新規】	町	情報の開示・発信・理解促進			



8. 下水道・生活排水施設整備

実現したい まちの未来

○下水道整備事業及び寄地区の合併処理浄化槽施設の整備事業が促進され、生活環境が向上しています。

基本目標

○公共下水道処理区域においては、事業計画に基づき事務の効率化を図り、事業運営に企業性を発揮した経営基盤の強化を進めるとともに、処理区域外の寄地区では、合併処理浄化槽の普及啓発及び整備を進め、適正な維持管理の促進を図ることで、河川の水質保全、生活環境の向上を進めます。

現状と課題

○…現状 ▶…課題

○2024年度より、下水道事業会計が公営企業会計法適化される事により、長期的展望に立った企業経営の診断や財政の見通しが可能となります。

▶▶人口減少による使用料収入の減少や経年劣化による施設の更新に係る費用確保などが必要です。

○布設後、耐用年数経過を控えた汚水管渠や施設へは順次対応が必要です。

▶▶長寿命化・布設替え、ポンプ施設の更新などについて、綿密に計画し準備しておく必要があります。

○「松田町生活排水処理基本計画」に基づき、生活排水の適正な処理に取り組んでいます。

▶▶寄地区において、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を促進するため、対象者の理解を得ながら進めて行く必要があります。

目標指標

項目	2022年	2026年
下水道整備率（松田地区）	93.8%	95.0%
合併処理浄化槽整備世帯（寄地区）	126世帯	201世帯

協働の取組

町民等の役割	<ul style="list-style-type: none"> ・下水道への接続（松田地区） ・合併処理浄化槽への転換（寄地区）
行政の役割	<ul style="list-style-type: none"> ・下水道経営基本計画の策定 ・下水道未接続世帯への普及啓発 ・寄地区合併処理浄化槽未整備世帯への普及啓発・整備費補助金の交付 ・合併処理浄化槽維持管理補助金の交付

【実行計画】

施策① 公共下水道事業長寿命化の推進

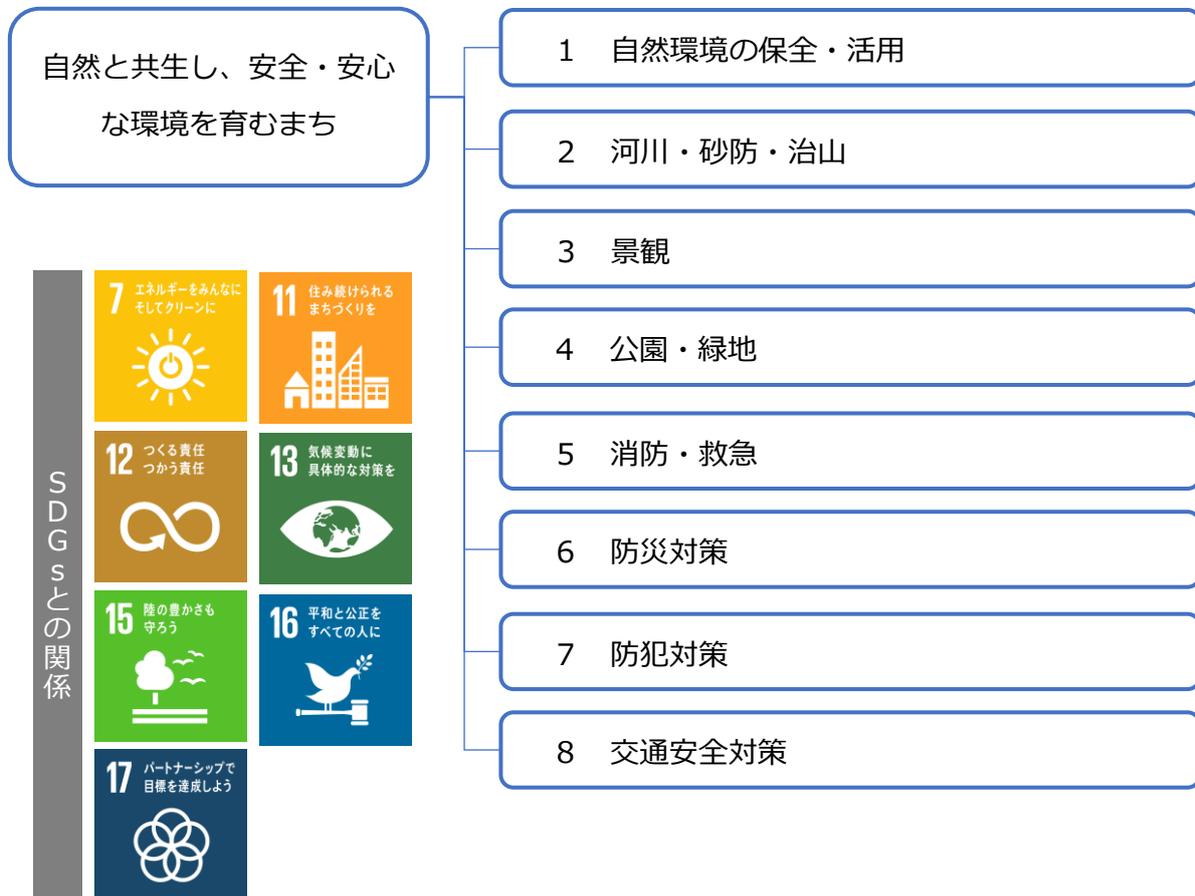
<p>方針・目標</p>	<p>耐用年数経過を控えた汚水管渠の長寿命化措置の一環として、事前準備のため管渠情報の把握をし、適切な長寿命化措置を検討するなど、費用対効果の高い長寿命化措置を実施します。</p> <p>公営企業会計法適化を受け、管渠更新計画等に基づく財政収支計画の策定により使用料改定の審議を行う必要があります。</p> <p>優先工事箇所の選定なども含め工期を予定し、2024年度から40年を目途に、工事費の平準化を行いながら実施します。</p> <p>財政収支計画の策定により、使用料の適正化を図ります。</p>				
<p>取組</p>	<p>実施主体</p>	<p>プログラム</p>			
<p>下水道事業の推進と経営基盤の強化</p>	<p>町</p>	<p>2023</p> <p>公営企業会計法適化準備</p>	<p>2024</p> <p>公営企業会計法適化検証 下水道施設更新計画策定 財政収支計画策定 使用料審議会の開催</p>	<p>2025</p> <p>下水道施設長寿命化工事</p>	<p>2026</p> <p>使用料の適性化</p>

施策② 生活排水処理の推進

<p>方針・目標</p>	<p>「松田町生活排水処理基本計画」に基づき、未整備世帯への普及啓発を進め、合併処理浄化槽への転換に対しては補助金を交付し、整備を促します。</p>				
<p>取組</p>	<p>実施主体</p>	<p>プログラム</p>			
<p>合併処理浄化槽整備の推進</p>	<p>町</p>	<p>2023</p>	<p>2024</p> <p>普及啓発・事業支援</p>	<p>2025</p>	<p>2026</p>

第5章 自然と共生し、安全・安心な環境を育むまち（自然・環境）

【施策体系】



松田町版 SDGs

目指すゴール	自然の保全及び持続可能な利用と安全・安心な暮らしの共生を促進するまち
--------	------------------------------------

1. 自然環境の保全・活用



実現したい まちの未来

- 美しい自然環境が継承され、多くの家庭で太陽光発電など再生可能エネルギーが利用されています。また、町内でエコカーをよく見かけるようになっています。
- 環境学習の機会が増え、節電など省エネ活動に多くの家庭が取り組んでいます。

基本目標

- 松田町の優れた自然環境を次代に継承していくため、温室効果ガスの排出量削減に向けクールチョイスを進め、再生可能エネルギーの利活用を推進します。また環境問題に対する一人ひとりの意識を高めるため、普及活動の推進に努めるほか、ごみのポイ捨て防止等のマナーやモラルの向上、不法投棄防止対策に取り組み、環境にやさしいまちづくりを進めます。

現状と課題

○…現状 ▶…課題

- 廃棄物の不法投棄については、県及び警察等との連携を図りながら、パトロール等を行っています。
 - ▶▶不法投棄は断続的に発生していることが課題です。
- 酒匂川統一美化キャンペーン及び丹沢大山クリーンキャンペーンなどの美化清掃活動を実施しています。
 - ▶▶参加者の増加及び美化意識の向上、事業のPR不足が課題です。
- 地域における温室効果ガスの排出量削減に向け、クールチョイス普及啓発事業として、講座やワークショップの開催、啓発物品の作成及び配布等を行っています。
 - ▶▶2050年のカーボンニュートラルに向け、二酸化炭素排出量の削減が十分には進んでいないことが課題です。
 - ▶▶今後は啓発だけではなく、住宅用太陽光発電システムの普及や木質バイオマスの利用促進など、地域による実践的かつ自発的な二酸化炭素排出量の削減に繋がる取組を推進する必要があります。
- 自治会やボランティアとの連携のもと、花壇等の設置及び花の植栽を行っていますが、協力者の増加が進んでいません。
 - ▶▶事業のPRを進め、協力者の増加を図って行くことが必要です。

目標指標

項目	2022年	2026年
環境美化活動への参加者数	136人	750人
クールチョイス普及に向けた講座やワークショップの開催回数	0回/年	2回/年

協働の取組

町民等の役割	<ul style="list-style-type: none"> ・クールチョイス事業への取組・理解 ・木質バイオマスエネルギーの活用 ・環境美化活動への参加
行政の役割	<ul style="list-style-type: none"> ・補助金の交付 ・計画推進

【実行計画】

施策① 水環境の保全や美化運動への連携づくり

方針・目標	県及び警察等、関係機関との連携を図りながら、定期的なパトロールの実施など廃棄物の不法投棄対策を推進します。 地域の環境美化意識の向上を図るため、自治会・各種団体・事業者等との連携を推進します。				
取組	実施主体	プログラム			
		2023	2024	2025	2026
不法投棄の防止及び回収	町	看板等の設置・パトロール及び回収実施			
酒匂川統一美化キャンペーン・丹沢大山クリーンキャンペーン等による啓発・普及の推進	町	事業実施・協力団体等の育成			

施策② 環境対策

方針・目標	2050年のカーボンニュートラル達成に向け、太陽光発電設備の設置等に対する補助を継続するとともに、広報等によるPRを積極的に行い、地域における太陽光や木質バイオマスなど再生可能エネルギーの利活用を推進します。				
取組	実施主体	プログラム			
		2023	2024	2025	2026
地球温暖化対策・クールチョイスの推進【拡充】	町	事業推進			次期計画策定
スマートハウス普及の推進【新規】	町	事業推進			
木質バイオマス事業化の推進（再掲）	関係団体 町	補助金交付・PR			
電気自動車等の普及促進【新規】	町	補助金交付・普及啓発			

戦略2

施策③ 花とみどりづくりの促進

方針・目標	自治会やボランティアとの連携のもと、公共施設や街なかの花壇等の植栽に取り組みます。苗木・苗床や道具の配布、花壇コンテストなど事業の拡充を図るとともに広く活動をPRすることにより、継続的に協力者の増加、協力団体の育成を図ります。				
取組	実施主体	プログラム			
		2023	2024	2025	2026
花とみどりいっぱい事業【拡充】	事業者町				



2. 河川・砂防・治山

実現したい まちの未来

- 河川や砂防・治山施設の整備や適切な維持管理が進められ、水害や土石流等から生命、財産を守る機能が向上しています。また、小河川・水路の改修により身近な生活環境の向上が図られています。

基本目標

- 安全でうるおいのある河川空間を創造し、治水機能とともに自然環境を踏まえた河川施設整備を県に要望します。
- 土石流等による被害を防止するため、砂防施設、治山施設の計画的な整備及び河川環境整備の推進を県に要望します。
- 小河川、水路の点検、整備を図り、機能の向上に取り組みます。

現状と課題

○…現状 ▶…課題

- 近年河川内に樹木が群生しており、豪雨時に流木により溢水する恐れがあるため、河川内の整備を県に引き続き要望しており計画的に実施されています。
- ▶▶河川内のエリアも広く、限られた予算内での整備となるため、広範囲での施工ができないことが課題です。
- 小河川・水路の点検については、補修が必要な箇所が存在する場合について維持補修等を実施しています。
- ▶▶主要な普通河川についても優先順位をつけ、順次点検を実施するとともに、補修が必要な箇所については予算を確保していく必要があります。

目標指標

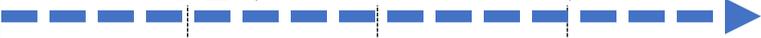
項目	2022年	2026年
河川・砂防・治山の整備及び河川内の環境整備に対する要望箇所整備率	100%	100%

協働の取組

町民等の役割	<ul style="list-style-type: none"> ・用地取得に伴う事業への協力 ・生活環境向上に向けた水路等の美化活動
行政の役割	<ul style="list-style-type: none"> ・施設管理者への継続要望・調整

【実行計画】

施策① 河川・砂防・治山施設の整備

方針・目標	河川等内の環境整備を施設管理者へ継続要望、調整を実施し、安全安心な環境整備に取り組みます。				
取組	実施主体	プログラム			
		2023	2024	2025	2026
県に対する積極的な要望と地域との調整	町	要望（酒匂川、川音川、中津川） 			

施策② 小河川・水路の点検・整備

方針・目標	小河川については定期的な点検を実施し、河川の状況を把握し、整備必要箇所については優先順位を付けて整備を推進していきます。				
取組	実施主体	プログラム			
		2023	2024	2025	2026
点検や計画的な整備・推進	町	点検・整備推進 			



3. 景観

実現したい まちの未来

- 魅力的なまち並みや景観の形成に向けて、町・町民・事業者等が一体となって、各々が景観に貢献していくという意識が高まり、良好な景観の保全や形成に向けた取組が進められています。

基本目標

- 必要に応じて景観計画の区域や景観重要公共施設等(構造物・樹木)の指定を図りながら、良好な景観の形成・保全を図ります。

- 良好な景観の整備・保全に向けて、町のまちづくり条例及び県の景観条例に基づく指導を行っています。

- ▶▶適切な指導により良好な景観への誘導を行うとともに、今後計画される広場や道路、集約施設の機能とのバランスを図りながら、必要に応じて条例の改正に取り組んでいく必要があります。

現状と課題

○…現状 ▶…課題

- 景観法を所管する県西土木事務所と合同パトロールを行うなど、良好な景観の保全を行っています。

- ▶▶特に駅周辺の景観については、町の玄関口として来訪客に良好な第一印象を与えるような景観にするよう検討していくことが必要です。

- 寄地区の自治会において町道沿いの草刈り等が実施されています。

- ▶▶寄地区ではまちづくり協定の締結団体がなくなったため、町民主体の景観まちづくりをいかに継続していくかが課題となっています。

目標指標

項目	2022年	2026年
景観に関連する地区計画、まちづくり協定、建築協定の推進	3件	5件

協働の取組

町民等の役割	<ul style="list-style-type: none"> ・まちづくり団体の参画 ・町民や地権者の事業への理解
行政の役割	<ul style="list-style-type: none"> ・安全で計画的な事業推進と情報発信

【実行計画】

施策① 景観行政の推進

方針・目標	良好な景観の整備・保全に向けて、町のまちづくり条例及び県の景観条例に基づく指導を行います。 修景施設の配置を含め、今後計画される広場や道路、集約施設の機能とのバランスを図りながら良好な景観の形成に取り組みます。				
取組	実施主体	プログラム			
		2023	2024	2025	2026
景観の整備・保全	町	調査・検討 			条例改正

施策② 魅力的なまち並みの整備

方針・目標	地域の特性に応じ、計画的な市街地やまち並みの形成に向けた支援を進めます。				
取組	実施主体	プログラム			
		2023	2024	2025	2026
景観行政の推進に係る各種支援	町	まちづくり協定等の支援 			



4. 公園・緑地

実現したい まちの未来

○公園や児童遊園地の施設や遊具が計画的に整備、維持管理されており、誰もが身近に、公園を利用できる環境が整備されています。また、緑化活動を通じて緑化意識の高揚が図られ、町民やボランティア団体、民間企業等と連携した緑化事業や公園の維持管理などの取組が行われています。

基本目標

○町民が気軽に利用し、幼児、小・中学生、高齢者のコミュニティの形成や健康づくりの増進など多様なニーズに対応する公園や児童遊園地の遊具整備と維持管理を進めるとともに、公園施設周辺の一体的な利活用により町全体の活性化につなげます。また、町民の緑化意識を高めるため、広報紙やホームページによる啓発のほか、町の樹「桜」の植栽等の事業を推進します。

現状と課題

○…現状 ▶…課題

○都市公園やその他の公園が11か所、児童遊園地は8か所整備されており、地域住民の憩いの場として、地元自治会等と連携し公園の維持管理や利用者のマナー向上に取り組んでいます。

▶▶老朽化した遊具・設備等の計画的な修繕・更新、及び遊び場・憩いの場の更なる充実が必要です。

○植栽の募集（日本さくらの会「宝くじ桜」）により町民の緑化意識の高揚と推進を図っています。

▶▶樹木の剪定や伐採など適切な管理が必要です。

○松田山ハーブガーデンは町の直営で管理を行い、ガーデン植栽管理のボランティア団体の設立や施設の機能向上のためリノベーションを行っています。

▶▶サービスの向上、収支の改善を図るため指定管理者制度を導入する必要があります。

▶▶質の高いサービスを提供するため、民間と連携して老朽化する施設や設備の適切な修繕を行うことが必要です。

○子どもの館及び自然館は町の直営で管理を行っており、子どもの館では「わらべうた」や「伝承教室」、自然館では季節に応じた自然体験メニューの講座を開催しています。

▶▶利用者の減少等の理由から開館日を縮小しており、指定管理者制度の導入による新たな利活用を進めていくことが必要です。

○ふるさと鉄道は町の直営（シルバー人材センターへの委託）で運行を行ってききましたが、西平畑公園施設として指定管理者制度等を導入する必要があります。

▶▶運行や老朽化する車両の維持管理のノウハウを適切に継承していくことが必要です。

○川音川パークゴルフ場は幅広い年齢層が楽しめる施設として健康増進に寄与しています。

▶▶利用者が年々減少しており、利便性の向上などによる利用者増加を図ることが必要です。

○18 ホールの活用やイベント開催によりパークゴルフの普及・振興を図っています。

▶▶サービスレベルの向上や管理の効率化を図るため官民連携による管理・運営が必要です。

目標指標

項目	2022年	2026年
町民1人当たりの公園・緑地面積	18㎡	19㎡
町の樹「桜」の植栽本数	1,499本	1,700本
西平畑公園の来園者数（年間）	99,238人	300,000人
川音川パークゴルフ場利用者数（年間）	4,204人	10,000人

協働の取組

町民等の役割	<ul style="list-style-type: none"> ・公園の維持管理 ・公園内の緑化活動の積極的な参加
行政の役割	<ul style="list-style-type: none"> ・公園内の緑化活動に関する普及啓発 ・公園内の緑化活動に関する町民、ボランティア団体、民間企業等の活動促進

【実行計画】

施策① 公園等の整備・維持管理

方針・目標	多世代の利用ニーズを把握するための意見を募集し、ニーズに合わせた更新や整備を実施するとともに、公園環境を整え町民のコミュニティ形成や健康の維持増進を促進します。地元自治会等との連携による維持管理を推進し、地域活動に幅広く利用できるよう整備します。 サービスの向上や管理業務の効率化を図るため官民連携による管理についても調査・研究を行います。					
	取組	実施主体	プログラム			
			2023	2024	2025	2026
C 公園・児童遊園地等の遊具整備・維持管理【拡充】	自治会町	意見募集・計画策定	遊具・設備の更新・整備			
			公園の維持管理			

施策② 緑化意識の高揚と緑化の推進

方針・目標	桜及びコスモスの植栽の募集による町民の緑化意識の高揚と推進を図るとともに、適切な管理による景観づくりを進めます。 植栽されている桜については、樹齢を考慮しながら計画的な植え替えや延命措置に取り組みます。					
	取組	実施主体	プログラム			
			2023	2024	2025	2026
緑化意識の高揚・「桜」「コスモス」の植栽等の推進	関係団体事業者町		桜・コスモスの植栽・管理			

施策③ 西平畑公園及び松田山ハーブガーデンの管理・運営

方針・目標	指定管理者による経営によりきめ細やかなサービスの提供や新たな発想によるサービスレベルの向上を図り、収支の黒字化を目指します。老朽化した施設や設備の修繕を実施します。 ハーブガーデンを中心に公園周辺の観光農園等との連携により松田山南面の活性化、さらに地域へのシャワー効果による町全体の活性化を図ります。 子どもの館、自然館を含めた西平畑公園全体の一体的な管理によりサービスレベルの最大化を目指します。					
	取組	実施主体	プログラム			
			2023	2024	2025	2026
C 戦略3 西平畑公園及び松田山ハーブガーデン活用促進【拡充】	事業者町		指定管理者による管理・経営			
			老朽化した施設・設備の修繕			

施策④ 子どもの館・自然館の活動の推進

方針・目標	指定管理者制度を導入した西平畑公園及びハーブガーデンと連携した新たなサービスの提供により、来館者及び開館日の増加を図ります。 官民連携による西平畑公園全体の一体的な管理により、施設の持つ潜在力を最大限に活かした利活用を目指します。				
取組	実施主体	プログラム			
		2023	2024	2025	2026
③ 子どもの館及び自然館の利用促進	事業者 町				

施策⑤ ふるさと鉄道の維持管理・運営

方針・目標	指定管理者による経営によりきめ細やかなサービスの提供や新たな発想によりサービスレベルの向上を図ります。 子どもの館、自然館を含めた西平畑公園全体の一体的な管理によりサービスレベルの最大化を目指します。				
取組	実施主体	プログラム			
		2023	2024	2025	2026
ふるさと鉄道活用促進	町 関係団体				

施策⑥ パークゴルフ場の維持管理・運営

方針・目標	パークゴルフの普及・振興を図り町民の健康増進につなげるため、官民連携による管理・運営によりきめ細やかなサービスの提供や新たな発想によりサービスレベルの向上を図り、利用者の増加を目指します。				
取組	実施主体	プログラム			
		2023	2024	2025	2026
戦略3 パークゴルフ場活用促進【拡充】	町 関係団体				



5. 消防・救急

実現したい まちの未来

○災害が多様化・大規模化し、町民の安心・安全ニーズが高まる中、地域防災の要である消防団、交通指導隊、自主防災会、消防団OB、小田原市消防本部等が迅速、的確に一丸となって災害等に対応することにより、町民の安心・安全が保障されています。

基本目標

○消防団員を確保するために、消防団の装備・施設の充実強化、処遇の改善、消防団への理解及び参加の促進を図るため、自治会への協力を促進します。

現状と課題

○…現状 ▶…課題

○広域消防については、広域化10周年を迎え、その成果を確認するとともに、必要な意見を提出し、密接な連携と防災・減災力の向上に取り組んでいます。また、消防団詰所の長寿命化や新規消防車の購入を実施しています。

▶▶消防団員の定数に満たない状態が続いており、消防団の任務も多様化していることから人材の確保が必要です。

○建物火災ゼロを目指し、広報紙、町公式サイトのほか、消防団による啓発・広報活動を実施し、火災の発生を抑制しています。

▶▶火災警報器の設置率が向上していないことが課題です。

目標指標

項目	2022年	2026年
火災警報器設置率	58%	67%
消防団員数	110人	100人
機能別消防団員数	21人	20人

協働の取組

町民等の役割	<ul style="list-style-type: none"> ・消防の連携強化 ・各季火災予防運動
行政の役割	<ul style="list-style-type: none"> ・消防団と小田原市消防本部との連携 ・防火意識の啓発、火災警報器の設置促進 ・消防団組織のあり方の検討

【実行計画】

施策① 消防組織・体制の充実

<p>方針・目標</p>	<p>消防団の今後は、火災対応のみならず、風水害などの災害に、常時対応する能力が必要になるため、組織の改編など取り組む必要があります。</p> <p>消防団のあり方検討を進め、2024年度までに内容を具体化し、明確な中長期計画を作成します。運用や定数・車両の数等、適正な分団数などを明示し、計画的な人員配置や消防自動車の更新などを進めます。</p>				
<p>取組</p>	<p>実施主体</p>	<p>プログラム</p>			
		<p>2023</p>	<p>2024</p>	<p>2025</p>	<p>2026</p>
<p>広域消防との連携強化</p>	<p>関係機関 関係市町 町</p>	<p>連携強化</p>			
<p>消防団詰所等の改修</p>	<p>町</p>	<p>点検・保守・修繕</p>			
<p>消防車両の更新</p>	<p>町</p>	<p>第7分団 多目的 災害車両</p>	<p>多目的軽車両 中長期計画 による</p>		
<p>消防団員の管理・維持</p>	<p>町</p>	<p>中長期計画作成</p>		<p>運用</p>	
<p>機能別消防団員の確保</p>	<p>町</p>	<p>機能の継続・確保</p>			
<p>消防団業務のデジタル化【新規】</p>	<p>町</p>	<p>購入</p>	<p>運用</p>		

施策② 火災予防の推進

<p>方針・目標</p>	<p>町民に対し、火災予防運動に関する防火防災意識の啓発を進めます。住宅用火災警報の設置を促進し、設置率向上を目指します。</p>				
<p>取組</p>	<p>実施主体</p>	<p>プログラム</p>			
		<p>2023</p>	<p>2024</p>	<p>2025</p>	<p>2026</p>
<p>防火意識の啓発</p>	<p>関係機関 町</p>	<p>各種広報の継続</p>			
<p>住宅用火災警報器の設置促進</p>	<p>関係機関 町</p>	<p>警報器の配布と設置把握、広報による促進</p>			



6. 防災対策

実現したい まちの未来

- 町民一人ひとりが「自らの地域と身体の安全は自らが守る」という理念に基づき、日頃より自主的に「減災活動」に取り組んでおり、各自主防災会でも、意欲的に防災活動に取り組み、災害時に必要な物品を購入・更新しています。
- 住民の方への災害情報伝達体制を更新し、避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示の判断基準を整備し直すことにより被害を最小限に留めます。また、松田町耐震改修促進計画に基づき建築物の耐震化が徐々に進んでおり、安全・安心なまちづくりが総合的に整備されています。

基本目標

- 災害時に必要な食糧や物品等の整備を図るとともに、自主的な防災・減災活動の普及・啓発に努め、防災に関する講演会などを開催することで、災害に強いまちづくりを推進します。

現状と課題

○…現状 ▶…課題

- 2018年に地域防災計画を全面改訂し、運用してきました。また、各種の防災協定についても、計画的に締結を進めています。
 - ▶▶地域防災計画改定後4年を過ぎて内容の一部が現状の法令に適合しないため修正が必要です。また、富士山噴火や南海トラフ震災など新たな災害に対する準備が求められています。
- 自主防災会については、地区防災計画を作成中です。町は地区防災計画の作成を支援しています。
 - ▶▶町として統一して行う総合防災訓練がコロナ禍により3年間開催できず、防災意識が低下していることが課題です。
- 防災行政無線は、住民へ継続して戸別受信機の利用を広報しています。また、町内の避難所に食料等備蓄品を配備し、災害時の避難生活に対応しています。飲料水は、耐震性貯水槽と備蓄用保存水によって町民3日分を確保しています。
 - ▶▶戸別受信機の普及、避難所の電力の能力不足、井戸の生活用水への運用などの対策が必要です。
- 2021年3月に耐震改修促進計画を改定し耐震化率の目標の見直しを行いました。耐震診断や生垣設置、ブロック塀撤去費補助などを行っています。
 - ▶▶耐震改修については個人負担などもあり積極的な活用までは至っていないため、引き続き安全・安心なまちづくりに向けた制度の活用を呼びかけていく必要があります。

目標指標

項目	2022年	2026年
防災訓練への参加者数	中止	3,000人
木造住宅耐震診断の活用実績（年間）	1件	2件
あんしんメール登録件数	3,036人	4,000人
地区防災計画作成件数	4件	26件
防災士認定者数	0人	26人
応急危険度判定士認定者数	16人	20人

協働の取組

町民等の役割	<ul style="list-style-type: none"> ・ 防災協定の締結 ・ 自主防災組織への参加 ・ 制度の理解と活用
行政の役割	<ul style="list-style-type: none"> ・ 協定の締結 ・ 有事への備蓄等 ・ 安全で計画的な事業推進と情報発信

【実行計画】

施策① 防災体制の充実

方針・目標	2023年度に地域防災計画を全面改訂し、内容の充実を図ります。また、防災協定は県外の自治体など新たな協定の締結を目指します。 避難所の指定や富士山噴火、南海トラフ震災等大震災に対応した取組を進めます。				
取組	実施主体	プログラム			
		2023	2024	2025	2026
地域防災計画の見直し	町	全面改訂	計画内容の周知・運用		
防災協定の締結	関係機関 町	締結・連携内容の強化に伴う調整			
各種マニュアルの整備	町民 自治会 町	ペット避難 マニュアル作成	防災ハンド ブック作成	各種マニュアルの周知及び運用	
戦略1 要配慮者の災害時避難 の支援【新規】	町民 町	個別支援計画の作成、他計画との整合			

施策② 自主防災組織力の向上

方針・目標	地区防災計画の作成運用により充実を図ります。また、計画に基づいた防災訓練の実施により練度の向上を図ります。 防災士の養成を支援し、防災能力の向上を図ります。 防災訓練は自主防災組織ごとに計画に則って実施するとともに、町全体での訓練を年1回実施します。				
取組	実施主体	プログラム			
		2023	2024	2025	2026
戦略1 防災訓練の実施【拡充】	町民 関係機関 町	実施・評価・改善			
戦略1 自主防災組織の育成支援【拡充】	町民 関係機関 町	重点化・拡大して継続			

施策③ 防災施設整備等の推進

方針・目標	防災行政無線を有効に活用するため、希望または聞こえづらい家庭に戸別受信機の無償貸与を継続します。 町内指定避難所に食料等備蓄品を被災想定に合わせた数値に修正し配備します。飲料水の他、生活水の確保に取り組みます。				
取組	実施主体	プログラム			
		2023	2024	2025	2026
防災行政情報提供設備等の整備	町	各種手段の利用促進とPR（周知） 戸別受信機の配布 追加購入と配布			
防災備蓄品の整備	町民 町	計画に基づく備蓄と装備品の検討			
生活水の確保	町民 町	生活水の確保及び利用方法			
飲料水の確保	町	飲料水の確保・給水交付要領の作成			

施策④ 災害に強いまちづくりの推進

方針・目標	建物の倒壊より町民の生命を守るため、木造住宅の耐震診断、耐震改修、一部屋耐震の普及促進を図りつつ、災害時におけるブロック塀の倒壊防止等の推進を図ります。				
取組	実施主体	プログラム			
		2023	2024	2025	2026
耐震改修促進計画の推進	町	普及啓発活動 見直し 次期計画推進			
木造住宅耐震診断の推進	町	耐震診断補助			
生垣設置、危険ブロック塀撤去の推進	町	生垣設置、危険ブロック塀撤去補助			
木造住宅耐震改修の推進	町	耐震改修、一部屋耐震補助			
応急危険度判定士、木造住宅耐震実務者の登録の推進	町	普及活動			



7. 防犯対策

実現したい まちの未来

- 各地域では自主防犯活動団体が広報やパトロールなど活発に活動し、幼児、児童、生徒の見守りが実施されています。防犯対策のネットワークが構築されており、町民の防犯に対する意識高揚と防犯力の向上が図られ、犯罪の発生件数が少なく安全安心を実感できるまちになっています。
- 犯罪等防止のための防犯カメラの設置や防犯灯等の整備が進み、夜間でも安全に通行できます。

基本目標

- 防犯カメラ等の設置、整備を進めるとともに、町と警察署、各地区の自主防犯活動団体と連携を図り、積極的に防犯活動の取組を実施します。また、町内における自主防犯活動団体について、幼児、小・中学生の登下校を中心に見回っていただき、防犯対策の強化を推進します。

現状と課題

○…現状 ▶…課題

- 防犯ボランティアの情報交換会議や装備品を支援するほか、警察と連携し、防災行政無線の放送やあんしんメールでの犯罪情報等を提供し、犯罪未然防止に取り組んでいます。
 - ▶▶警察と連携した講座や研修会の開催により地域防犯組織の育成支援が必要です。
- 安全な環境づくりとして、防犯灯の設置は、地域の要望により設置を図っています。
 - ▶▶基本的な配置は終わっても、防犯灯やカメラの要望に対する新たな設置基準の策定が必要です。

目標指標

項目	2022年	2026年
防犯ボランティア団体	13団体	12団体
防犯灯設置件数	1,270台	1,300台
防犯カメラ設置件数	15台	19台

協働の取組

町民等の役割	・自主防犯活動団体等との連携、情報共有
行政の役割	・合同会議の開催

【実行計画】

施策① 防犯体制の強化・啓発

方針・目標		警察や自主防犯活動団体、自治会、その他の関係機関と連携し、防犯講座の開催、パトロールによる防犯体制の強化を図るとともに、情報発信についても積極的に進めます。				
取組		実施主体	プログラム			
			2023	2024	2025	2026
戦略1	地域防犯組織の育成支援	関係団体 町		育成・支援		
戦略1	防犯パトロールの定期的な実施	関係団体 町		定期的な実施		
	あんしんメール・同報無線・広報・パンフレット等による情報発信	町		積極的な情報発信と周知		

施策② 安全な環境づくりの推進

方針・目標		夜間の犯罪を未然に防止するため、防犯カメラや防犯灯の維持管理を図るとともに、生活空間での犯罪危険箇所の点検及び注意喚起を進めます。				
取組		実施主体	プログラム			
			2023	2024	2025	2026
	防犯灯の設置・維持管理	町		維持管理・設置		
				今後の管理方法検討		
	防犯カメラの設置・維持管理	町		計画的な維持管理・設置		



8. 交通安全対策

実現したい まちの未来

- 交通安全施設・道路改良・歩道整備が進み、利用者にやさしい交通環境が整備され事故防止対策が進んでいます。
- 交通安全教育の普及、道路照明灯等の整備が順次進められてきた結果、町全体が安全で安心な住みやすい町となっています。

基本目標

- 幼児、小・中学生、高齢者を中心に交通安全教育の推進、交通安全意識の普及・啓発、交通安全運動を推進します。
- 交通安全施設の整備等交通事故防止対策を進めます。

現状と課題

○…現状 ▶…課題

- 交通上の危険な箇所については、まちづくり課と連携してカーブミラーや道路照明灯、区画線等の設置を進めています。
- ▶▶必要性に応じた交通安全施設の整備と管理に取り組むことが必要です。
- 交通事故防止運動期間中には交通指導隊による広報活動や街頭での呼びかけ、広報紙への掲載を行っているほか、交通安全総ぐるみ大会での啓発活動を実施しています。
- ▶▶高齢者に対する安全普及が不足していることが課題です。
- 交通指導隊の協力により、交通安全活動を積極的に展開するとともに、危険箇所には交通整理員を配置、また地域の防犯ボランティアに協力いただき安全確保に取り組んでいます。
- ▶▶交通指導隊員やボランティアの人員確保が必要です。
- 交通事故被害者への支援については、広報紙や町公式サイト、暮らしのガイドへの掲載等で引き続き周知をしています。

目標指標

項目	2022年	2026年
交通指導隊隊員数	19名	20名

協働の取組

町民等の役割	・幼児・児童・生徒、及び高齢者に対する交通安全教育の推進
行政の役割	・幼児の歩行訓練や児童の自転車の乗り方、車の安全運転についての指導

【実行計画】

施策① 交通安全施設の整備・推進

方針・目標	危険な箇所の表示及び設置、さらに歩行者・自転車利用者の保護を重点として、緊急に交通の安全を確保する必要がある道路は交通安全施設等を整備します。				
取組	実施主体	プログラム			
		2023	2024	2025	2026
交通安全施設の整備	町	交通上の危険な箇所の把握、整備			

施策② 交通安全教育の普及

方針・目標	交通安全の普及に向けて、登園指導や小中学校での自転車の乗り方指導など、子ども向けの活動を実施します。 幼児から高齢者まで生涯にわたって、家庭、学校、地域、職場ぐるみで交通安全教育・対策が一貫して行われるよう関係機関、団体等相互の連携を強化します。				
取組	実施主体	プログラム			
		2023	2024	2025	2026
幅広い層への交通安全教育の充実	関係団体 町	実施・改善			
交通安全運動等を通じた広報活動の充実	関係団体 町	広報活動の継続			

施策③ 交通安全に関する主体的活動の推進

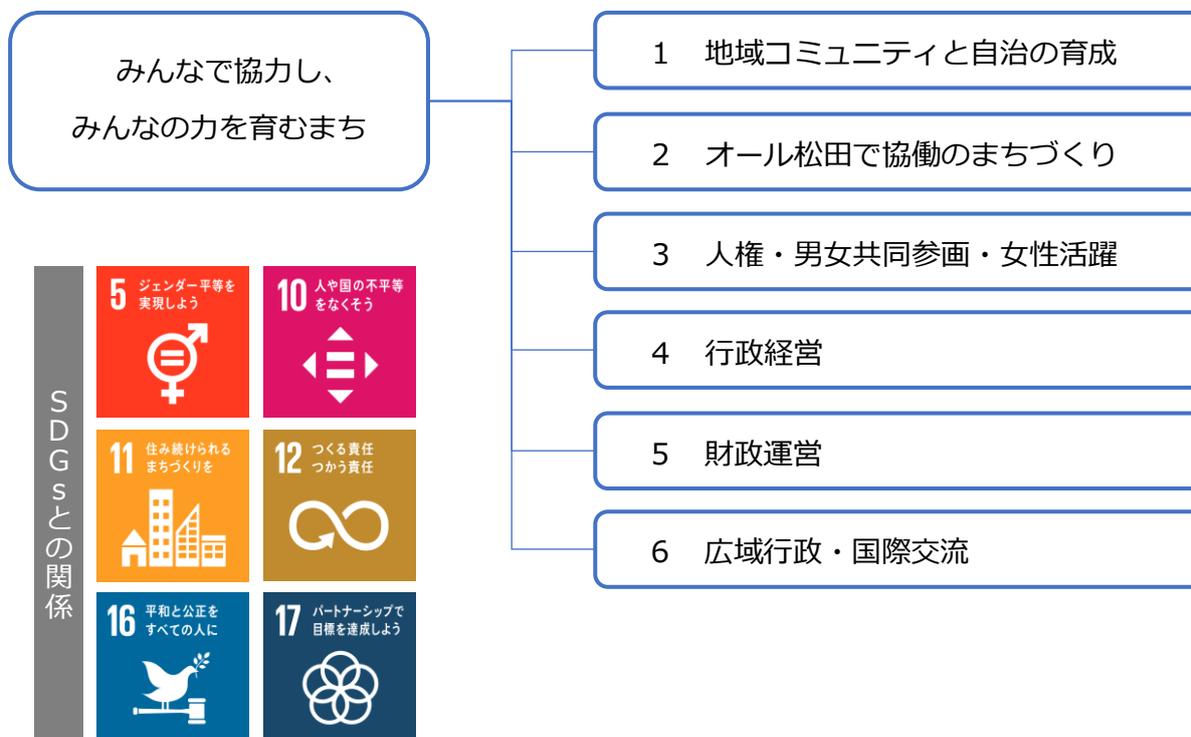
方針・目標	交通指導隊の協力により交通安全活動を実施するとともに、危険箇所には交通整理員を配置します。 また、地域の防犯ボランティアに協力いただき安全確保に取り組みます。				
取組	実施主体	プログラム			
		2023	2024	2025	2026
交通指導隊の活動支援	町	活動の支援			
交通整理員や防犯ボランティアの配置	町	実施・改善			

施策④ 交通事故被害者等への支援

方針・目標	交通事故により身体的、精神的、経済的にも大きな被害を受けている被害者及び親族の支援を進めるため、交通災害見舞金制度の周知及び利用を促進します。 被害者から精神的ケアの相談窓口の設置を検討します。				
取組	実施主体	プログラム			
		2023	2024	2025	2026
交通事故被害者支援	町	被害者支援の実施			

第6章 みんなで協力し、みんなの力を育むまち（実現手段）

【施策体系】



松田町版 SDGs

目指すゴール	情報共有、参加、協働・連携協力により、町民と行政が一体となって持続可能なまちづくりを促進するまち
--------	--



1. 地域コミュニティと自治の育成

実現したい まちの未来

○地域と行政が一体となり地域コミュニティ活動を推進することにより、地域集会施設を利用したお茶の間活動が増加しています。また、地域内では自主的に多種多様な行事や事業が展開されています。

基本目標

○地域内で意見を出し合い、一人ひとりが地域の課題の整理や将来展望等を考えていけるよう、自治会要望を的確に把握し地域のコミュニティ活動を推進します。また、地域での自主的活動が一層活発化し、地域コミュニティの中心として自立した組織となるよう支援を行います。

現状と課題

○…現状 ▶…課題

○現在、地域のコミュニティ施設の整備等は、町公共施設等総合管理計画により定められています。

▶▶整備にあたっての財源は町公共施設等整備基金や一般財源に限られるため、今後は新たな財源（国庫、県費等）の確保が必要です。

▶▶施設の老朽化と自治会員の減少に伴い、施設修繕等に係る自治会からの継続的な負担金の確保が必要となっています。

○自治会の総意として自治会再編の希望があれば、それを的確に把握し、情報提供などの必要な支援を行います。

▶▶複数の自治会において役職等の担い手不足が課題となっています。

○地域のコミュニティ施設の整備として、老朽化している各地域集会施設について優先順位を決め自治会と調整を行った上で整備を進めており、谷戸地域集会施設は国の補助金を活用し、介護予防・生活支援拠点施設と一体化した施設として建設されました。

▶▶建設時期が同時期の施設について、適切な優先順位づけと予算確保を行っていく必要があります。

目標指標

項目	2022年	2026年
自治会加入率	89%	89%

協働の取組

町民等の役割	・自主活動の継続・拡大 ・団体間連携の確立
行政の役割	・普及啓発、情報発信

【実行計画】

施策① コミュニティ施設の維持管理

方針・目標	町公共施設等総合管理計画に基づき、適切な整備を進めます。 自治会加入率の維持・向上に向け、転入手続き時において自治会活動の周知活動を実施します。					
	取組	実施主体	プログラム			
2023			2024	2025	2026	
戦略1	計画的な地域集会施設の建設・維持管理	町	計画に基づいた事業の遂行			
	地域集会施設等を利用した福祉活動等の展開	町	介護予防事業等の推進と支援			

施策② コミュニティ活動に対する支援

方針・目標	自治会の加入率を向上させるため、転入時に自治会への加入案内（自治会加入申込書）の配付を行い、自治会と加入希望者の取り次ぎを継続して行います。 担い手不足の問題については、自治会に依頼している役職の見直しを行い、負担軽減を図ります。					
	取組	実施主体	プログラム			
2023			2024	2025	2026	
戦略1	活動団体の育成・支援	町	育成・支援			
	自治会再編の支援	町	継続	意向確認	再編の支援	
戦略1	自治会職員担当制度	町	事業推進			
	自治会との情報共有・ペーパーレス化の推進	町	タブレットの普及・運用			
戦略1	地域コミュニティ活動交付金制度の活用	町	事業推進			



2. オール松田で協働のまちづくり

実現したい まちの未来

- 町民・議会・行政のすべての主体が、愛町心と地域づくりへの意欲にあふれ、協働（連携協力）のまちづくりが進められています。
- 自治基本条例における「情報共有」「参加」「協働（連携協力）」の三原則に基づき、課題が解決され、効果・効率的でスピード感のあるまちづくりが展開されています。
- ICT（Information and Communication Technology:情報伝達技術）やIOT（Internet Of Things:モノのインターネット）を利用したまちづくりで行政からの迅速な情報伝達や個人に応じた情報提供・共有が進められています。

基本目標

- 「情報共有」～情報は公開から積極的な公表へと軸を移し、時代に即した有効な媒体により提供し、また、懇話会や地域座談会、出前講座等で双方向（地域・行政）の共有を図ります。
- 「参加」～まちづくりに「やりがい」を感じるような事業や、参加しやすい仕組みづくりに取り組みます。
- 「協働（連携協力）」～すべての主体が、連携協力し、相乗効果が得られるスキームを構築します。

現状と課題

○…現状 ▶…課題

- 松田町自治基本条例は、2016年度から自治基本条例策定審議会を開催し、16回にわたる審議を経て、2017年度に制定され2018年10月から施行されています。この条例には、まちづくりの仕組みや基本ルールが定められており、町民・議会・行政等が協力して地域課題の解決に取り組んでいます。
 - ▶▶協働理念の普及と具体的な実践手段の構築が求められています。
- 広報・広聴活動については、広報紙の大きさの変更を行い、読みやすい紙面づくりに取り組むとともに、町公式サイトもイベント等の情報を迅速に掲載しています。
 - ▶▶町公式サイト閲覧数やSNSの登録者数の増加と様々な情報発信手段の効果的な活用を推進することが必要です。
- 町民参加機会の充実に向けて、2014年度から地域座談会を実施しており、地域の声を聴取するとともに、住民と町長との直接的な対話の場として確立してきています。
 - ▶▶参加者の固定化と減少が課題となっており、仕組みの見直しが求められています。
- 町の重要施策や計画の策定等に関してはパブリックコメントを実施しています。幅広く意見を寄せていただけるよう、広報紙はもとより町公式サイトやSNSなどでも意見を受け付けられる仕組みとしています。
 - ▶▶実施基準が明瞭でなく、寄せられる意見数も少ないため、今後は実施方法

の検討やルールづくりなどを進めていく必要があります。

○町民からの意見や声を求める場として、2017年度から「町長への手紙」制度を開始したほか、町公式サイトから所定のフォーマットでいつでも意見を受けられるよう環境を整備したほか、町内の異常を通報するシステムも運用を開始しています。

▶▶今後も町民が気軽に参加・協働できる仕組みづくりを進めていく必要があります。

▶▶「人財バンク」制度の周知、運用を図り、町民の自主的活動を支援していくことが求められています。

○協働のまちづくりを推進するため、2022年7月5日に「松田町SDGs推進プラットフォーム」を開設し、「SDGs」を共通言語に個人・法人問わず様々な主体を巻き込んで地域課題を解決する仕組みを構築しています。

▶▶今後は、自治基本条例に基づき、協働による持続可能なまちづくりを推進するため、プラットフォームの利用促進等を図る必要があります。

○子どもたち目線でのまちづくりを推進するため、2022年度から「まつだ子どもカフェ」を開催しています。

目標指標

項目	2022年	2026年
町公式サイトアクセス数	248,390件	300,000件
町長への手紙	0件	100件
町のSNS登録者数	2,999人	10,000人
座談会参加者数	64人	200人
参加、協働（連携協力）の機会の提供	—	出前講座、 生涯学習人財バンク

協働の取組

町民等の役割	・まちづくり活動への参加・協力
行政の役割	・審議会運営 ・財政支援及び広報活動

【実行計画】

施策① 協働のまちづくりの推進

方針・目標		2018年に施行した自治基本条例の3原則（情報共有・参加・協働）に基づき、まちづくりを推進します。 わかりやすい広報紙・町公式サイトづくりにより広報活動の充実を図ります。また、双方向性の推進に向けて、町公式サイト問い合わせフォームの利用者数やSNS登録者数の増加に取り組みます。 「人財バンク」制度の普及、活用を図ります。 パブリックコメントについては、「わかりやすさ」「目につきやすさ」を意識し、周知方法の工夫を図ります。 「松田町SDGs推進プラットフォーム」を活用し、SDGsを共通言語とした協働のまちづくりを推進します。 子どもたちの声を積極的に反映し、子どもたちが本町に住み続けたい、あるいは一度町を出たとしても戻って来たいと思えるまちづくりを推進します。				
		取組	実施主体	プログラム		
			2023	2024	2025	2026
戦略1	自治基本条例に基づくまちづくりの推進	町民 町		町民による自主的活動の支援		
戦略1	情報共有の推進	町民 町		会議の公開		
				町公式サイト運用		
				SNS活用の推進		
				読みやすい広報の作成		
戦略1	参加、協働・連携協力の推進	町民 町		町長への手紙		
				パブリックコメント		
				地域座談会の実施		
				人財バンク・出前講座の普及・活用		
				地域力向上促進事業交付金		
				SDGs推進プラットフォームの活用推進、効果検証		



3. 人権・男女共同参画・女性活躍



実現したい まちの未来

- 人権は、「すべての人々が生命と自由を確保し、それぞれの幸福を追求する権利」あるいは「人間が人間らしく生きる権利で、生まれながらに持っている権利」であって、誰にとっても大切なもの、日常の思いやりの心によって守られなければならないものであり、町民が人権を護る町を目指しています。大人も、子どもも「命を大切にすること」、「みんなと仲良くすること」ができています。
- 誰もがまちづくりの活動に参画する機会が確保されるとともに、女性が住み続けたくくなるような輝き活躍できる環境が整っています。

基本目標

- 人権問題における対策事業を進め、各種啓発活動の積極的な推進と充実を図ります。
- 松田町男女共同参画プランに基づき、個人としての尊厳と人権が守られ、社会のあらゆる分野で自己の持つ能力が発揮できる社会を目指し、政策実現を進めます。
- 松田町女性活躍総合戦略に基づき、職住商近接で女性が就業や子育てをしやすい環境、安心・安全で良好な生活が送れる環境を整える施策を推進します。

現状と課題

○…現状 ▶…課題

- 人権問題の相談窓口として、毎月1回定例相談日を設けると共に、年1回特設人権相談を実施し、人権擁護委員が対応しています。また、12月の人権週間に合わせて人権教育研修会を実施し、人権啓発活動を展開しています。
- ▶▶人権相談としての相談者は少なく、人権問題で困っている人に向けた相談窓口の周知啓発が必要です。
- 人権問題についての対策事業として、庁内にパネル展示や特定失踪者のパネル展示を行い、広く町民に対し人権啓発を行っています。
- 2021年10月に「パートナーシップ宣誓制度」を創設、その後足柄上地区1市5町で同制度に係る相互利用に関する協定を締結し推進しています。
- ▶▶ジェンダー平等に向けて、地域における普及啓発を継続的に行うことが必要です。
- 男女共同参画社会の実現に向けた「男女共同参画プラン」(2023～2028年度)を策定します。
- ▶▶各審議会での女性の登用率が低いことが課題となっており、計画に位置付けた各事業の評価・点検を定期的実施し、目標達成に繋がる取組を推進していく必要があります。
- 子育て世代の女性が社会参画できる環境整備には、町民が子育てについて理解と認識を深め、家庭、保育や幼児教育の場、学校、事業者、行政機関などが相互協力していくことが不可欠となっています。
- ▶▶第2次松田町子ども・子育て支援事業計画及び第3次計画(予定)における取組の推進も期待されており、各主体の活動を支援していくことが必要です。

目標指標

項目	2022年	2026年
地方自治法に基づく審議会等における女性の登用率	17.4%	30.0%
地方自治法に基づく委員会等における女性の登用率	13.6%	30.0%
女性による創業・起業件数（年間）	0件	1件

協働の取組

町民等の役割	<ul style="list-style-type: none"> ・人権擁護委員の役割の理解と支援
行政の役割	<ul style="list-style-type: none"> ・人権擁護委員の活動への支援、協力 ・人権問題に対する状況を的確に把握し、情報を発信 ・女性活躍に向けた様々な情報の提供

【実行計画】

施策① 人権問題対策事業の実施

方針・目標	人権相談の普及啓発を行うとともに、各種相談窓口での相談内容について、課を横断した相談支援体制が図れるように重層的支援体制を整備します。				
取組	実施主体	プログラム			
		2023	2024	2025	2026
人権相談窓口の充実	町	事業実施			

施策② 各種啓発活動の推進

方針・目標	町民が人権について正しく理解し、行動がとれるよう啓発活動を進めます。また、LGBTQ についても近隣市町と共同で研修会を開催し、普及啓発を進めていきます。				
取組	実施主体	プログラム			
		2023	2024	2025	2026
人権啓発講演会の開催	町	事業実施・推進			

施策③ 行政における意思決定への女性の参画

方針・目標	町の各種審議会において、登用率の増加に向けた普及啓発を強化し、積極的な参画の促進を図ります。また、町の政策・方針に女性の声をより多く反映させます。				
取組	実施主体	プログラム			
		2023	2024	2025	2026
審議会における女性の登用促進	町	事業の推進、評価、点検及び普及啓発			
				中間年見直し	

戦略4

施策④ 社会環境整備の促進

方針・目標		関係機関や町民と連携しながら、松田町男女共同参画プランを実行していくとともに、評価・検証を行うことで男女共同参画社会の実現と女性にとって住みやすい環境づくりを目指すとともに、必要な普及啓発を行います。				
取組		実施主体	プログラム			
			2023	2024	2025	2026
戦略4	男女が対等な立場で社会に参画できる環境の整備	町	男女共同参画プランの推進、評価、点検 中間年見直し			
	女性が輝き活躍できるまちづくりの推進	町	推進拠点施設の管理・運営 女性が活躍する企業の表彰、町広報でのPR			



4. 行政経営

実現したい まちの未来

- まちづくりの専門家として、また、地域に寄り添うパートナーとして信頼される行政組織が確立されています。
- 自治基本条例の理念に基づき、まちづくりが展開された結果、町民と同じ方向を向いた施策に取り組み、効果効率的な行政経営が行われています。

基本目標

- 社会経済の動向や地方分権のさらなる進展、町民意識の多様化といった行政を取り巻く環境の変化に着実・柔軟に対応し、ICT等のデジタル活用による効率化を積極的に進めるなど、町民の要望に応える人材育成と新たな行財政運営を経営的な視点で推進します。
- 自治基本条例に基づき、オール松田で知恵を出し、協働でまちづくりを促進するために、官民連携を推進し、多様で的確な質の高いサービスの提供を実施します。

現状と課題

○…現状 ▶…課題

- 町にとって喫緊の課題や新規業務に柔軟に対応するため業務分担等の整理を行い、組織体制のあり方を検証し、見直し案に反映しています。
- ▶▶町職員の待遇意識を高める取組が求められています。
- 町では、PPP（官民連携）推進の取組の一環として、PFI法に基づき、財政負担軽減及びサービス水準向上等を旨とした、「住宅整備事業」を実施しています。また、各種公共施設にPPPの手法である「指定管理者制度」の導入を行っていますが、全施設への導入には至っていません。更に、独自の施策として民間事業者等との「包括連携協定」の締結を行い、各種施策を展開していますが、部分的な取組に留まっています。
- ▶▶費用対効果等の考え方を基に官民連携の推進に取り組むことが必要です。
- 第6次行政改革大綱と実施計画に則り、デジタル技術の活用を進めています。
- ▶▶庁内業務の効率化とさらなる住民サービスの向上に向けて取り組んでいく必要があります。

目標指標

項目	2022年	2026年
包括連携協定件数（累計）	16	20
職員研修参加者数（年間）	94人	110人

協働の取組

町民等の役割	・地域情報の提供
行政の役割	・広報紙等への掲載

【実行計画】

施策① 行政改革の推進

方針・目標	事務、業務に関する課題の共有を図り、組織体制のあり方を随時検証することで、効率的な行政活動を行います。 接遇ワーキンググループで来庁者アンケート等を実施し、結果を分析し改善策に取り組むことで、職員の接遇に対する意識向上を図るための取組を強化します。				
	実施主体	プログラム			
取組		2023	2024	2025	2026
効率的な仕事の進め方の導入	町	PDCAの推進			▶
組織体制の運用	町	運用			▶
職員の定員適正化	町	適正化の検証			▶
職員研修計画の実施	町	能力向上の確認・改善			▶
職員接遇アンケートの実施	町	PDCAの推進			▶
デジタル技術の活用 【新規】	町	進捗管理・評価・公表			▶

施策② 官民連携の推進

方針・目標	町で、より一層のPPP・PFIの導入を目指し、これまで指定管理者制度を導入していなかった施設への導入を行います。また、住宅整備事業は、運営の段階であるため、所定のモニタリングを行うことで、サービスレベルの維持を図ります。更に、包括連携協定では、より積極的に連携事業を実施するとともに、各種事業を実施するにあたっては、費用対効果等の考え方を基に官民連携の推進に取り組み、事業を実施していきます。				
	実施主体	プログラム			
取組		2023	2024	2025	2026
官民連携の推進【新規】	町	調査・研究・検討・実施			▶

戦略2

5. 財政運営



実現したい まちの未来

- 町行政に対する町民の深い理解のもと、社会経済情勢の変化に柔軟に対応でき、次代への説明責任が果たせる持続可能で安定的な財政基盤が構築され、健全な財政運営が行われています。
- 町税や使用料等の公的な負担への関心、納付意識が高まり、町民が受益や能力に応じた適正な町民負担をしています。

基本目標

- 人口減少社会の影響を見据え、歳入面では、納税意識や納付環境の利便性を高めて、税等の収納率向上を図るとともに、税外収入の積極的な確保を推進します。
- 歳出面では公共施設等の計画的な更新を踏まえた重点的・効率的な費用配分を適宜、きめ細かく見直すことで、将来にわたる持続可能な行政経営を行い、健全な財政運営を維持します。
- 中長期的な財政見通しや節目ごとの財務状況をわかりやすく公表し、町民の理解と協力を得ながら、各種事業を進めます。

現状と課題

○…現状 ▶…課題

- 税金等の納付にあたっては、2019年度にコンビニ納付を、2021年度にスマートフォン決済による納付方法を導入しています。
- 税金の滞納者に対して財産調査を実施し、必要に応じて預金、給与、年金及び生命保険の差押えを行うとともに、不動産公売、動産のインターネット公売を実施しています。
 - ▶▶固定資産があり課税額が高額であるものの現金収入が少額であり、納税が困難な方への対応が必要です。
- 定住・移住施策により人口減少のペースを抑制できているものの、今後の人口減少が予想されるため、町有地等の利活用の促進による財源の確保やふるさと納税及び企業版ふるさと納税等に取り組んでいます。
 - ▶▶町税外収入による積極的な歳入確保を図るとともに、ふるさと納税については、町内での商品生産に向けた企業への働きかけの強化が必要です。
 - ▶▶財源確保のため、町営住宅の空室の抑制や町営臨時駐車場の利用者増に取り組むことが必要です。
- 財務状況の公表については、法令に基づいた財政状況の公表や町広報紙による予算・決算の記事により周知を図っています。
 - ▶▶現行の公表内容は「現状の財政状況」の周知であるため、関心の高い「将来の財政状況」についての周知を行う必要があります。
- 公共施設維持管理事業については、総合計画と公共施設等総合管理計画の連携、調整を図りながら、整備や改修に必要な財源を確保しています。
 - ▶▶施設の現状によって前倒し実施となる場合もあり、財源確保や今後の実施時期や地域との調整など、計画の見直しが必要です。

目標指標

項目	2022年	2026年
町税収納率	95.7% <small>(2021年度決算ベース)</small>	96.4%
キャッシュレスによる納付率		
①町民税（普通徴収）、固定資産税、 軽自動車税	41.3%	42.5%
②町民税（特別徴収）、法人町民税	5.5%	8.0%
経常収支比率	86.7% <small>(2021年度決算ベース)</small>	全国類似団体平均 <small>(2025年度決算ベース)</small>
ふるさと納税件数（企業版含む） （年間）	4,922件	5,200件

協働の取組

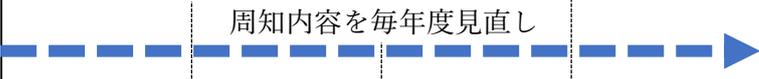
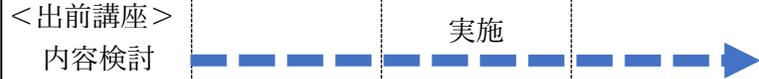
町民等の役割	・施設の有効活用、受益者負担
行政の役割	・情報提供、啓発活動

【実行計画】

施策① 財源の確保

方針・目標	<p>財産調査により、預金、給与、年金及び生命保険の差押え、また、不動産公売、動産のインターネット公売などの滞納処分のほか、訪問して生活実態を調査し、状況によっては執行停止を行い、税務課所管の税に係る収納率を各年度 0.05%上積みし、4 年後までに 96.4%を目指します。</p> <p>不動産の所有者に対しては資産の利活用や処分等のアドバイスを実施し、課税額の減少や収入の増加による滞納額の減少に取り組みます。</p> <p>また、未利用な町有地、町営住宅跡地等の利活用を推進し、移住・定住を促進することによる財源の確保とともに、ふるさと納税等の町税外収入による積極的な歳入確保に向け、国の動向に注視しつつ、取り組んでいきます。</p> <p>納税者の利便性及び安全性を確保するため、納付書仕様の変更や、地方税共通納税システムにおける対応税目の追加等、更なる納税環境の整備により、キャッシュレスによる納付率の向上を目指します。</p>				
	実施主体	プログラム			
取組		2023	2024	2025	2026
収納率の向上と体制の強化	町	催告・調査・処分・訪問			
		事例研究・庁内研修によるスキルアップ			
町有地等の利活用の促進（再掲）	事業者 町	調査・研究・実施			
町税外収入等の積極的な歳入確保【拡充】	町	ふるさと納税・企業版ふるさと納税の推進			
		町外税収入当の調査・研究・制度実施			
キャッシュレス納付の推進【新規】	町	納付書変更 eL 納税の 税目追加			
		広報や町 HP への掲載による勧奨			
		納税通知書への書類の同封			

施策② 財務状況の公表と町民の理解促進

方針・目標	町民と行政が町の財務状況について共通認識を深めるため、自治基本条例の理念を踏まえて、町民へのわかりやすさという視点で財務状況の公表内容・方法を見直し、財政運営の信頼性を高めます。				
取組	実施主体	プログラム			
		2023	2024	2025	2026
財務状況の公表	町	<現状の財政状況> 周知内容を毎年度見直し			
					
		<将来の財政状況> 周知内容の検討			
		周知及び内容の見直し			
					
		<出前講座> 内容検討			
		実施			

施策③ 公共施設の計画的な管理

方針・目標	松田町公共施設等総合管理計画の進捗状況や既存施設等の現状に応じて今後見直しが必要か検討を行い、第2次松田町公共施設等総合管理計画に反映させます。 財源確保のため、住宅や駐車場の利用者の確保、各公共施設の使用料の見直しを行います。また、利用者確保のため情報媒体を通じて周知を行います。				
取組	実施主体	プログラム			
		2023	2024	2025	2026
公共施設維持管理事業	町	事業の推進			
		 (次期計画)			
使用料等の見直しの検討	町	第1次計画にかかる修繕費をもとに財源確保の調査	調査をもとに各施設の使用料の見直しを含めた検討		各施設の使用料の見直し (条例改正含む)

6. 広域行政・国際交流



実現したい まちの未来

- 県西・あしがら地域における自治体間の連携は、より強固となり、効果・効率的な取組の推進によって、町民サービスや地域の魅力が向上しています。さらに、姉妹町をはじめとした圏域に限らない遠方の自治体とも、施策・事業における新たな連携が進んでいます。
- コロナ禍の移動制限を経て、外国人の来町者が増加し、「おもてなし」する環境が充実しています。そして、国際社会で活躍するグローバルな人材の育成が進んでいます。

基本目標

- 市町村合併から広域連携の強化にシフトした国の動向を注視しつつ、構築してきた連携の維持・強化に向けた施策や、活性化に資する地方創生プロジェクト（広域）などを推進します。また、新たな枠組みでの広域連携も積極的に取り組みます。
- 国際交流はグローバル人材の育成を進めるとともに、広域で連携した体制（組織）を確立し、持続可能な仕組みづくりに取り組みます。

現状と課題

○…現状 ▶…課題

- 広域行政の推進に向けて、県西部や足柄上地域、1市3町（秦野市、中井町、大井町、松田町）の地域連携のほか、S K Y圏、幸せリーグ等の県を跨ぐ連携などにも積極的に取り組んでいます。スケールメリットを活かし、相互に機能補完やノウハウの共有ができており、多様化・複雑化する行政ニーズに対応しています。
 - ▶▶広域連携により、スケールメリットを活かすべき事務事業が増加していますが、広域で実施している事業が減少していることが課題です。
- 足柄上地区1市5町で、あしがら上地区資源循環型処理施設整備調整会議を設置し、ごみ処理広域化に向けた検討及び調整を進めています。
 - ▶▶施設整備に向け、事業主体、施設規模、施設配置等を調整していく必要があります。
- 広域証明発行サービス事業やコンビニ交付サービスを展開して証明書交付に対する町民の利便性の向上を図っています。
 - ▶▶広域証明サービスでは、参加市町の拡大が必要となっています。
- コンビニ交付サービスは、マイナンバーカード所有者に対して町HPや広報誌などでコンビニ交付サービスの利用案内を行っています。
 - ▶▶新規マイナンバーカード取得者に対しても積極的に利用案内を行うなど、マイナンバーカードの利便性も含めて、さらに周知を図っていくことが必要です。
- 移住・定住を大きなテーマとして、県西地域活性化プロジェクトを共同で推進しています。
 - ▶▶事業実施に対し、目に見える形での移住・定住者数の増加に繋がっていない

いことが課題です。

○国・県との連携強化に向けて、町や地域の課題、要請についての要望活動を継続的に実施しています。

▶▶実行等に時間を要する案件も多く、要望活動の成果が得られないことが加地地です。

○姉妹町である横芝光町とは、産業まつりやスポーツ交流等を毎年度実施し、交流を深めています。

▶▶2020年度、2021年度はコロナ禍により交流事業が中止となり、住民同士の草の根交流等に結び付いてないことが課題です。

○国際交流事業については、国際交流コーディネーターを委託により設置し、人材育成を行っています。また、国際交流ボランティアとして約50名が登録しイベントの企画等を行っています。

▶▶活動の継続性求められています。

○町のイベントに、フェアトレードの理解促進等のための国際交流ブースを展開しています。グローバルな人材を育成するため、2021年度からはホームステイ事業を開始しています。

▶▶独立採算制をもって国際交流事業を継続していける組織体制と仕組みの構築が必要です。

目標指標

項目	2022年	2026年
町が企画したイベントでの外国人来町者数（年間）	20人	60人
国際交流ボランティア登録者数	48人	60人

協働の取組

町民等の役割	<ul style="list-style-type: none"> ・国際交流事業（インバウンド）への協力 ・国際交流事業（人材育成・交流事業）への積極的な参加
行政の役割	<ul style="list-style-type: none"> ・事業費負担 ・事業支援

【実行計画】

施策① 広域行政の推進

<p>方針・目標</p>	<p>人口減少が避けられない中で、さらに広域での結びつきを強化していく必要があるため、双方の状況等を踏まえた上で、より効果的かつ効率的な行政運営を推進していきます。 コンビニ交付サービスを普及させ、利用者の増加を図るために、コンビニ交付の周知とマイナンバーカードの交付を促進します。</p>				
<p>取組</p>	<p>実施主体</p>	<p>プログラム</p>			
		<p>2023</p>	<p>2024</p>	<p>2025</p>	<p>2026</p>
<p>広域連携の強化による組織づくりや各施策事業の推進</p>	<p>関係市町町</p>	<p>協議・推進</p> 			
<p>足柄上地区ごみ処理施設整備</p>	<p>足柄上地区 1市5町</p>	<p>施設整備基本計画策定</p>  <p>測量・地質調査等 新規組合設立等</p> <p>設計・施工監理等</p>			
<p>広域証明発行サービス事業の継続・コンビニ等サービス提供</p>	<p>関係市町町</p>	<p>コンビニ交付サービスの広報、マイナンバーカードの交付促進</p>  <p>証明書等自動交付（コンビニ交付）サービス運営費の負担</p>  <p>郵便局との連携</p>			
<p>斎場の広域利用【新規】</p>	<p>関係市町町</p>	<p>構成市町との連携及び小田原市への事務委託</p>  <p>施設改修</p>			

施策② 国・県との連携強化

方針・目標	国・県との綿密な連携を保ち、特に重要な事業等の実施や支援については、関連する情報を的確かつ迅速に収集するとともに、要望内容の切り口を変更したり、広域的な連携も活用した積極的な要望活動を展開します。				
取組	実施主体	プログラム			
		2023	2024	2025	2026
各種施策の実現に向けた改善・要望等の実施	関係市町 町		要望・提案・協議		
県西地域の活性化	県 関係市町 町	検討		事業推進	

施策③ 姉妹町交流事業

方針・目標	2018年に改めて姉妹町の盟約を結んだ千葉県横芝光町と教育・文化・スポーツ・産業等の交流事業を、住民ベースで推進することも視野に、多角的に深めていきます。また、横芝光町の自然を活用した地引網体験交流や、経済ベースでの交流行っています。				
取組	実施主体	プログラム			
		2023	2024	2025	2026
姉妹町交流事業の推進	町民 姉妹町 町		産業まつりでの交流の推進		
			スポーツでの交流の推進		

施策④ 国際交流事業

方針・目標	コロナ禍により激減した訪日外国人が徐々に復活することを見据え、各種事業を継続して実施できる組織体制等を確立し、観光の振興に係る取組と連動して受入環境を整備します。また、在留外国人等との交流や多国文化などを学ぶ機会を設け、グローバル社会で活躍する人材を育成します。				
取組	実施主体	プログラム			
		2023	2024	2025	2026
国際交流事業の推進	事業者 町民等 町	人材育成		(自走化)	
		インバウンド対応		(自走化)	